

平成18年度障害者保健福祉推進事業等
(障害者自立支援調査研究プロジェクト)

全国市区町村における
コミュニケーション支援事業についての実態調査報告書

社会福祉法人 全国手話研修センター

目次

目次	1
はじめに	2
調査の概要	3
調査対象と回収状況	4
聴覚障害者コミュニケーション支援事業の実施状況	5
I 聴覚障害者に対するコミュニケーション支援事業について	5
II 手話通訳者設置事業について	8
III 手話通訳者派遣事業について	16
IV 要約筆記者派遣事業について	25
V 聴覚障害者施策の現状について	34
全国手話研修センターへの期待	36
評価及び今後の課題	39
＜資料1＞「コミュニケーション支援事業」実態調査票	46
＜資料2＞調査票回収市区町村一覧	65
委員名簿	77
社会福祉法人全国手話研修センターの概要	78

はじめに

2006（平成 18）年 4 月から障害者自立支援法が施行されました。さらに 10 月からは、聴覚障害者が聞こえる人々と平等な、社会参加のために必要不可欠の手話通訳者派遣事業や要約筆記者派遣事業等のコミュニケーション支援事業を含む地域生活支援事業が市町村事業としてスタートしました。

障害者自立支援法においては、地域生活支援事業の実施主体は、人材養成関連事業である手話通訳者養成事業のように広域で実施したほうが効果の上がる事業については都道府県、手話通訳者派遣事業や要約筆記者派遣事業のように具体的な住民サービスを行う事業については、市区町村の責任で行うこととなっています。

これまでのコミュニケーション関連事業については、歴史的な経過もあり、都道府県が中心になって進められ、1995（平成 7）年からは、市町村社会参加促進事業を財源として、手話通訳派遣事業や要約筆記者派遣事業は、市区町村でも実施できることとなっていました。

しかし、既に大半の都道府県において手話通訳者派遣事業が実施されていたこともあり、人口規模、財政規模の大きな市区町村で平行実施されたものの、規模の小さい市区町村においては、制度の対象となる聴覚障害者の数の問題や専門的能力を有する手話通訳者等支援者の確保の問題もあって実施されていませんでした。

今回、手話通訳者派遣事業等のコミュニケーション支援事業が、市区町村の必須事業として位置づけられたことから、全ての市区町村において実施に向けた検討、準備が始まっておりますが、これまで未実施の市区町村においては、聴覚障害者の数の問題や専門的能力を有する手話通訳者等支援者の確保の問題を踏まえて行政として直接実施するのか、専門機関等への委託実施とするのか、また市区町村単独で実施するのか、近隣の市区町村と連携して広域実施にするのかという運営方法の問題、さらには、派遣調整者（コーディネート業務担当者）の配置や手話通訳者との働きやすい環境整備等実施内容の問題等検討課題が山積しているのが現状です。

この現状を踏まえ、当センターでは、厚生労働省の補助金を受け、全国の全市区町村に対し 2007（平成 19）年 2 月 1 日を基準日としてコミュニケーション支援事業の検討、準備状況についてアンケート調査を実施し、その結果を集計、分析しました。

質問内容が多項目、詳細で、しかも短期間でのお願いにもかかわらず、50%の 915 市区町村からご回答をいただき大変感謝しております。

集計、分析結果につきましては後述しておりますが、多くの市区町村から手話通訳者等の確保や技術格差の解消、災害時における聴覚障害者への情報提供の充実等が今後の課題として提起されており、当センターとしましてもこの結果を基に、行政職員を対象とした手話講習会の開催等、新たな事業展開等事業の一層の充実に関わる資料提供に努めてまいりたいと考えております。

今後とも当センター事業の推進のため、ご指導、ご協力をお願いして事業完了の報告とします。

2007（平成 19）年 3 月 30 日

社会福祉法人全国手話研修センター
理事長 安藤 豊喜

調査の概要

1 調査の目的

平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、聴覚障害者に対するコミュニケーション支援事業が市町村地域生活支援事業の必須事業として位置づけられた。

しかし、これまで大半の市町村が手話通訳派遣事業や要約筆記者派遣事業を実施しておらず、実施方法のノウハウがない。又、市町村において、対象となる聴覚障害者数、支援にあたる手話通訳者や要約筆記者数に大きな格差があり、どの様に実施すればよいかかわからないことから全市区町村において一斉に事業開始する事が困難であると推察される。

従って、全国全市町村における実施状況や実施が困難である理由等を調査、分析することにより、今後の市町村における取組みの推進を図るとともに、本法人の支援の方策を整理し、必要に応じて市町村に対して具体的な提案ができるようにする事を目的として実施した。

2 調査検討委員会の設置

本事業の実施にあたって、財団法人全日本ろうあ連盟、全国手話通訳問題研究会、及び日本手話通訳士協会の協力を得て、調査検討委員会を設置した。

本委員会においては、アンケート調査項目の検討、及びアンケート調査結果の分析、課題整理を行った。

3 ワーキンググループの設置

全国手話通訳問題研究会の協力を得て、具体的作業を実施するワーキンググループを設置し、調査項目原案の作成、調査結果の分析、課題整理等の原案作成を行った。

4 アンケート調査の概要

- ① コミュニケーション支援事業の内、聴覚障害者関連事業に関する調査票を作成し、全国1,835市区町村に送付、依頼した。
なお、参考のため、都道府県、政令指定都市行政区、関係団体にも送付し、協力依頼を行った。
- ② アンケートの内容は、Ⅰ聴覚障害者に対するコミュニケーション支援事業について（4項目）、Ⅱ手話通訳者設置事業について（11項目）、Ⅲ手話通訳者派遣事業について（19項目）、要約筆記者派遣事業について（18項目）、Ⅴ聴覚障害者への支援について（1項目）、全国手話研修センター事業について（2項目）の計55項目とした。
- ③ 記入基準日を、2007（平成19）年2月1日とし、2月末を回収締切日とした。
- ④ 915市区町村から調査票の回答があり、回収率は、49.9%であった。
- ⑤ 記入不備や締切日を過ぎての回答があったため、集計、分析対象は、905市区町村とした。
なお、自由記述については、915市区町村すべてを対象とした。

5 調査結果の集計及び分析

回答のあった調査票については、京都障害者ITサポートセンター及び株式会社アステムの協力を得てデータ入力、集計を行い、調査検討委員会（ワーキンググループ含む）において分析を行った。

調査対象と回収状況

都道府県名	対象数	回収数	回収率
北海道	180	87	48.3%
青森県	40	21	52.5%
岩手県	35	17	48.6%
宮城県	36	14	38.9%
秋田県	25	9	36.0%
山形県	35	21	60.0%
福島県	60	20	33.3%
茨城県	44	22	50.0%
栃木県	33	19	57.6%
群馬県	38	12	31.6%
埼玉県	71	41	57.7%
千葉県	56	38	67.9%
東京都	62	37	59.7%
神奈川県	35	18	51.4%
新潟県	35	30	85.7%
富山県	15	6	40.0%
石川県	19	13	68.4%
福井県	17	7	41.2%
山梨県	28	19	67.9%
長野県	81	39	48.1%
岐阜県	42	23	54.8%
静岡県	42	27	64.3%
愛知県	63	40	63.5%
三重県	29	12	41.4%

都道府県名	対象数	回収数	回収率
滋賀県	26	14	53.8%
京都府	28	19	67.9%
大阪府	43	18	41.9%
兵庫県	41	30	73.2%
奈良県	39	17	43.6%
和歌山県	30	11	36.7%
鳥取県	19	5	26.3%
島根県	21	15	71.4%
岡山県	27	19	70.4%
広島県	23	14	60.9%
山口県	22	9	40.9%
徳島県	24	2	8.3%
香川県	17	7	41.2%
愛媛県	20	11	55.0%
高知県	35	9	25.7%
福岡県	66	24	36.4%
佐賀県	23	9	39.1%
長崎県	23	13	56.5%
熊本県	48	22	45.8%
大分県	18	16	88.9%
宮崎県	31	9	29.0%
鹿児島県	49	15	30.6%
沖縄県	41	15	36.6%

合計	1835	915	49.9%
----	------	-----	-------

聴覚障害者コミュニケーション支援事業の実施状況

I 聴覚障害者に対するコミュニケーション支援事業について

1. 全国で約9割の市区町村が聴覚障害者に対するコミュニケーション支援事業を実施

全国905市区町村からの回答のうち、いずれかの事業を実施するのは806市区町村である。いずれの事業も実施していない・実施予定がない市区町村は11%の99団体である。

手話通訳者設置事業の実施率は37%であるが、人口5万人以上の市区町村に限定すると、376市区町村が実施し、69%の実施率となっている。

手話通訳者派遣事業の実施率は82%であるが、人口5万人以上の市区町村に限定すると、93%の実施率となっている。

要約筆記者派遣事業は48%の市区町村で実施されている。人口5万人以上の市区町村においてさえ実施率は59%であり、相対的に要約筆記者派遣事業の実施率が低い。

手話通訳者設置事業と手話通訳者派遣事業を実施している市区町村は309団体で34%ある。

手話通訳者派遣事業と要約筆記者派遣事業を実施している市区町村は426団体で47%ある。

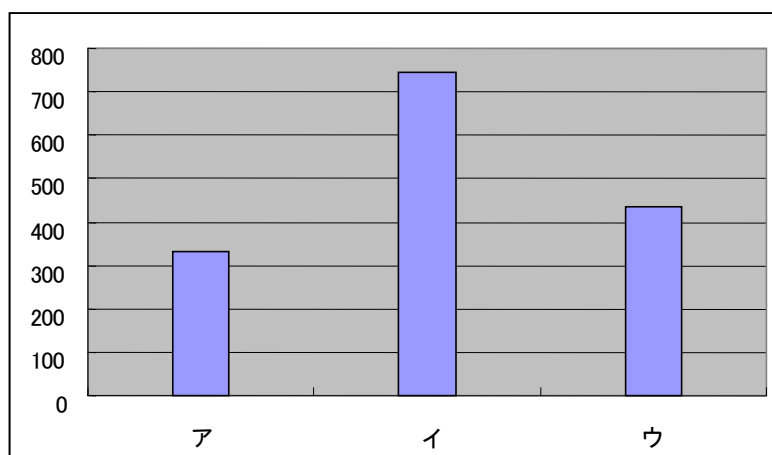
すべての事業において人口の少ない市区町村ほど、実施率が低い。

① 貴市区町村では、どのような事業を実施していますか。

ア 手話通訳者設置事業 イ 手話通訳者派遣事業 ウ 要約筆記者派遣事業 エ その他

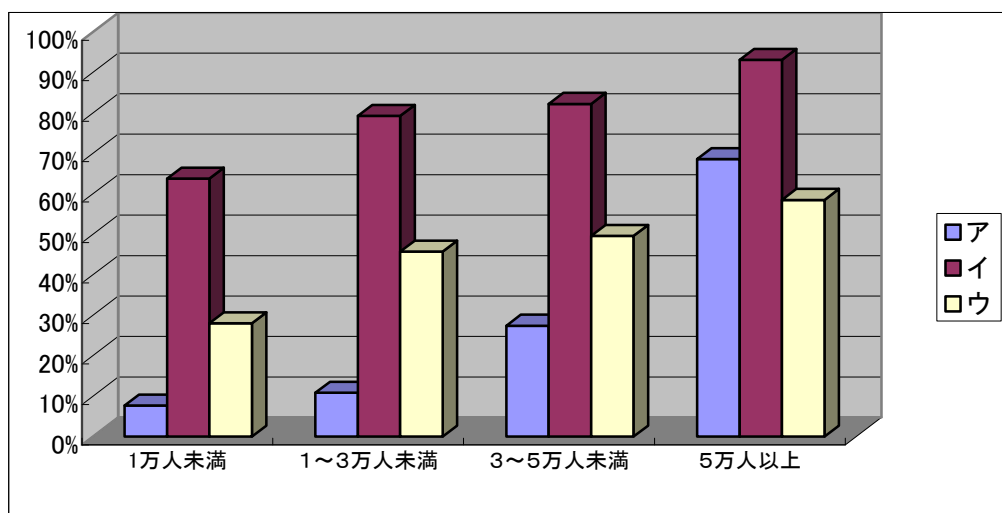
全体	ア	イ	ウ
905	332	745	435
全体に対する割合	37%	82%	48%

(複数回答になっている)



人口規模別実施状況

全体	1万人未満	1～3万人未満	3～5万人未満	5万人以上
905	182	212	135	376
ア	8%	11%	27%	69%
イ	64%	79%	82%	93%
ウ	28%	46%	50%	59%



2. 3割以上の市区町村で、手話通訳のできる職員が事業を実施

全国市区町村の35%の自治体ではコミュニケーション支援事業を手話通訳のできる正職員や設置事業で雇用された職員が行っている。

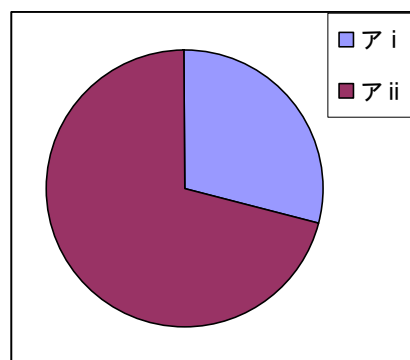
しかし、それ以外の職員と答えた市区町村では、多くの市区町村で、手話のできない障害担当課の職員や嘱託職員が担当しており、一部市区町村においては社会福祉協議会や手話通訳者、聴覚障害者団体に委託しているところもある。

② 上記事業の担当者は誰ですか

ア 手話通訳のできる職員 i 正職員 ii 手話通訳者設置事業で設置された職員

イ それ以外の職員（例、自治体の手話のできない職員、聴覚障害者協会、社会福祉協議会）

全体	ア i	ア ii
905	93	227
	10%	25%



3. 2割以上の市区町村で、手話通訳のできる職員を設置。

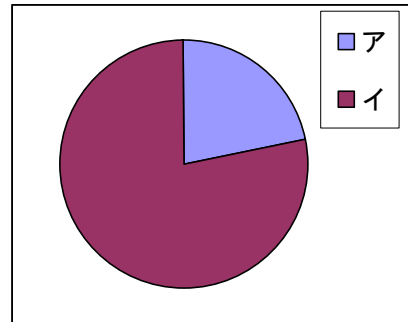
コミュニケーション支援事業に従事する職員以外にも、20%の市区町村で手話通訳のできる職員がいる。

また、その3分の1は手話通訳士の資格を有している。また、都道府県や県レベルの団体の試験合格者など公的な資格を有する者が59%となっている。

③ 障害福祉業務担当等に手話通訳の出来る職員がいますか。

ア いる イ いない

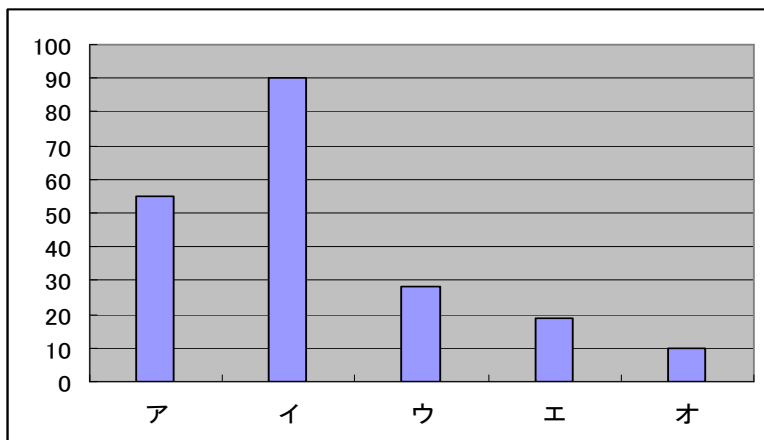
全体	ア	イ
905	184	651
	20%	72%



④ ③の職員が所持している資格は何ですか（複数回答可）

ア 手話通訳士 イ 都道府県認定試験合格者 ウ 市区町村認定試験合格者
 エ 県レベルの団体の認定試験合格者 オ 市区町村レベルの認定試験合格者
 カ その他（講習会終了等）

全体	ア	イ	ウ	エ	オ
184	55	90	28	19	10
全体に対する割合	30%	49%	15%	10%	5%



II 手話通訳者設置事業について

1 全国で約4割の市区町村が手話通訳者設置事業を実施

回答があった市区町村の3割以上にあたる302市区町村で手話通訳者設置事業が実施されている。今後実施の予定の28市区町村をあわせれば約4割の市区町村が実施する。

人口5万人以上の市区町村で実施しないのは26%であり、約7割以上が手話通訳者設置事業を実施している。また、現在実施している302市区町村の中では、合計80名の増員も予定されており、5万人以上の市区町村では手話通訳者設置事業が拡大しつつある。

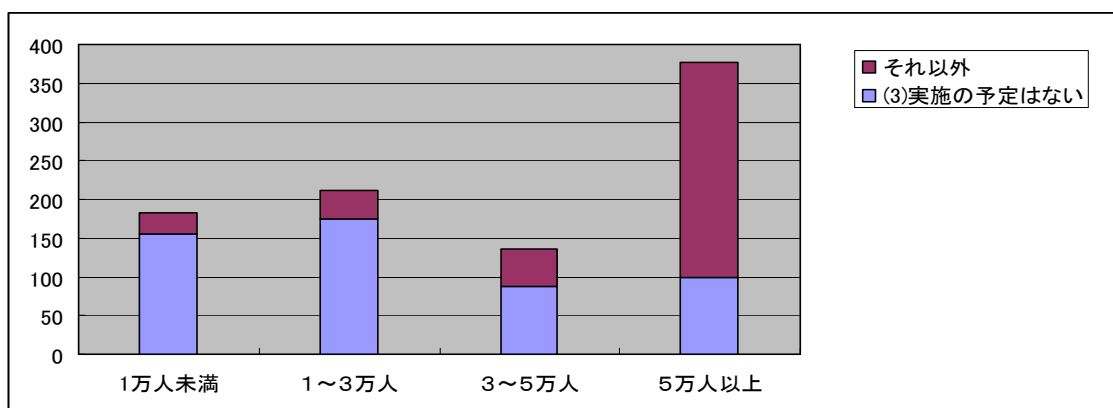
一方、実施していない518市区町村の内訳を見ると、人口5万人未満の市区町村が81%であり、人口規模の小さい市区町村の実施状況が低く、人口5万人以上の市区町村が複数設置に取り組む中、格差が生じている。

① 貴市区町村では、手話通訳者設置事業（単独事業含む）を実施していますか。

(1) i 実施している (2) 今後実施の予定がある (3) 実施の予定はない

全体	(1)-i	(2)	(3)
848	302	28	518
	36%	3%	61%

	合計	1万人未満	1~3万人	3~5万人	5万人以上
全体	905	182	212	135	376
(3)	518	156	175	88	99
(3)以外	387	26	37	47	277
(3)の全体に対する割合		86%	83%	65%	26%



実施の予定がない518団体の内訳

全体	1万人未満	1~3万人	3~5万人	5万人以上
518	156	175	88	99
	30%	34%	17%	19%

(1) - ii 今後増員予定がある 80人

2 手話通訳者設置事業の実施内容

1. 手話通訳者の設置は市区町村の直接雇用が主流

手話通訳者設置事業を実施している（今後実施の予定も含む）市区町村のうち63%が、直接、手話通訳者を雇用している。雇用形態は正職員、嘱託職員、臨時職員等異なるが、設置の方法としては直接雇用が主流である。

約4分の1にあたる26%の市区町村は手話通訳者の設置を委託事業としている。委託先としては福祉事業団、社会福祉協議会、情報提供施設を運営する社会福祉法人、社団法人や社会福祉法人の聴覚障害者協会等がある。

また、近隣市区町村と合同で広域事務組合や民間団体に委託設置しているのは4%である。これらの合同設置の市区町村のうち過半数が人口5万人未満の市区町村である。人口規模の小さい自治体が近隣市区町村と合同で手話通訳者設置事業に取り組んでいることがわかる。

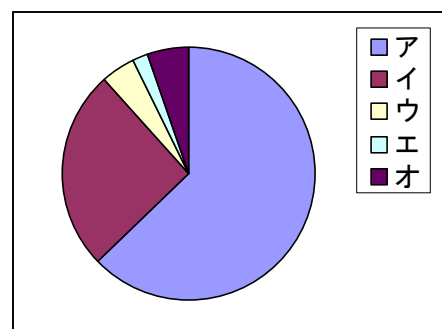
現段階では市区町村が直接雇用するか、委託するか検討中、近隣市区町村と合同実施などを検討中の団体もある。

市の庁舎や団体等の相談窓口の他にも、数は少ないが、公立病院等に手話通訳者を配置し、聴覚障害者への対応がなされている。

① 実施方法は下記のうちどれですか

- ア 市区町村の職員 イ 団体等への委託 ウ 近隣市区町村と合同で実施 エ 補助事業で実施
オ その他

全体	ア	イ	ウ	エ	オ
387	243	99	17	8	20
	63%	26%	4%	2%	5%



ウの団体の内訳

全体	1万人未満	1～3万人	3～5万人	5万人以上
17	2	5	2	8
	12%	29%	12%	47%

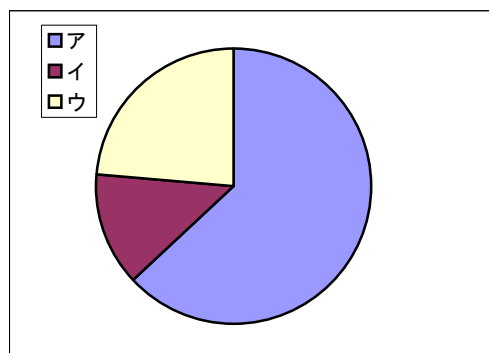
2. 6割以上の自治体で設置要綱を作成済み

作成済み、予定の市区町村あわせて、76%が設置要綱等を作成（作成予定）している。

② 設置要綱等がありますか

- ア 作成済 イ 作成予定 ウ 作成しない

全体	ア	イ	ウ
363	229	48	86
	63%	13%	24%

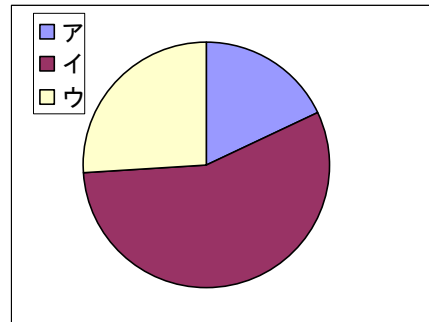


3. 市区町村職員の8割以上が非正規職員

正規職員は18%と少なく、82%の手話通訳者が嘱託職員と臨時職員等の非正規職員である。

- ③ 設置されている手話通訳職員の雇用形態は
 ア 正職員 イ 嘱託職員 ウ 臨時職員 (人)

全体	ア	イ	ウ
310	56	173	81
	18%	56%	26%



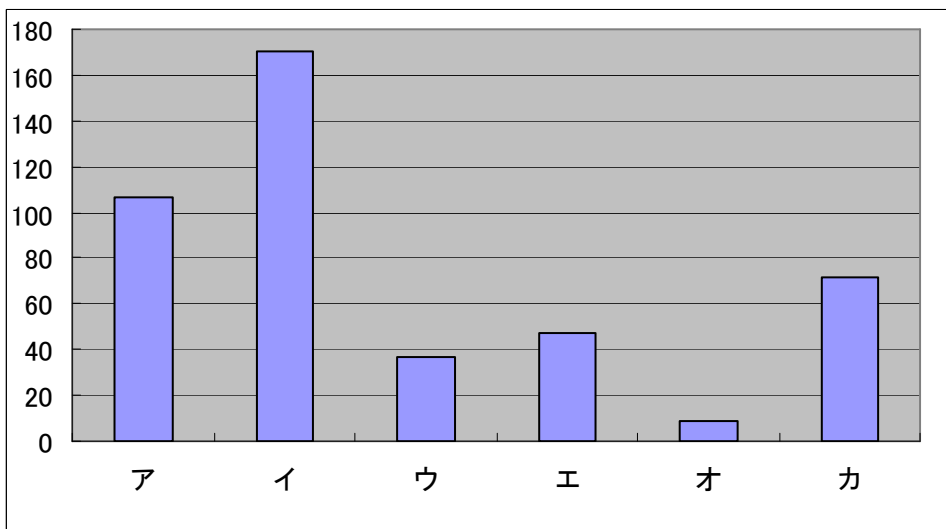
4. 手話通訳者は認定試験の合格者

設置されている310名の手話通訳職員には、厚生労働大臣認定の手話通訳士や都道府県の認定試験合格者などの有資格者が多い。手話通訳士が35%、都道府県認定試験合格者が55%である。

その他の記入によると手話奉仕員、手話講習会や養成講座の修了者、聴覚障害者団体の推薦者など、手話通訳者の試験制度によらない職員を設置している市区町村もあり、手話通訳者設置事業において手話通訳の専門性の評価にばらつきがある。

- ④ ③の職員が持っている資格は何ですか (複数回答可)
 ア 手話通訳士 イ 都道府県認定試験合格者 ウ 市区町村認定試験合格者
 エ 県レベルの団体の認定試験合格者 オ 市区町村レベルの団体の認定試験合格者 カ その他

全体	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
310	107	170	37	47	9	72
全体に対する割合	35%	55%	12%	15%	3%	23%



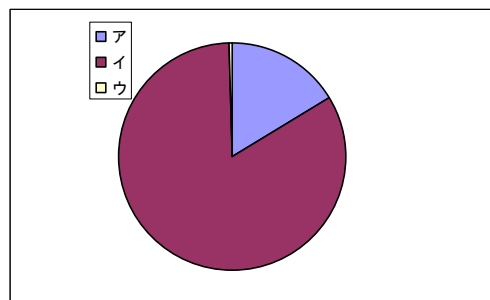
5. 財源は8割以上が地域生活支援事業費補助金

手話通訳者の設置にかかる財源は、市区町村独自財源が16%、地域生活支援事業費補助金が83%となっており、事業実施にあたってこの補助金が重要な役割を果たしている。

⑤ ③の職員の財源は何ですか

- ア 市区町村独自財源 イ 地域生活支援事業費補助金対象者 ウ 都道府県単独事業補助金対象者
エ その他

全体	ア	イ	ウ
332	54	276	2
	16%	83%	0.6%



6. 特殊検診の実施は約半数

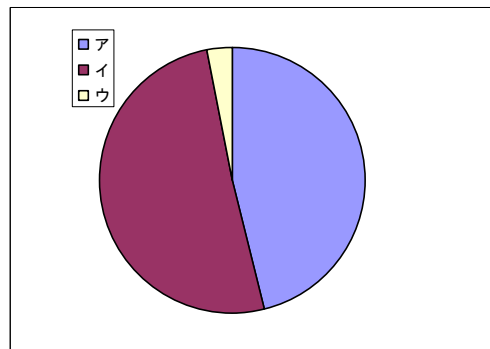
設置通訳者に対する特殊検診については、46%が実施している。今後実施する予定も含めれば、手話通訳者設置事業を実施する市区町村の約半数が、特殊検診への取り組みをすることとなる。

特殊検診の実施率（予定を含む）が半数にとどまっている状況を見ると、市区町村において手話通訳者の健康に対するさらなる取り組みが求められる。

⑥ ③の職員の健康管理のため、特殊検診（頸肩腕障害予防対策の検診）を実施していますか。

- ア 実施している イ 実施していない ウ 実施する予定

全体	ア	イ	ウ
317	146	161	10
	46%	51%	3%



7. 幅広い福祉業務に携わる市町村の正規職員の手話通訳者

手話通訳者の業務は、手話通訳が83%、次に多いのは、聴覚障害者に関する相談で67%、以下手話通訳者派遣事業のコーディネート59%、研修・講習会等の企画・運営32%、緊急時対応25%となっている。

正規職員で設置されている手話通訳者の業務を見てみると、手話通訳43%、聴覚障害者に関連する相談39%、手話通訳者派遣事業のコーディネート38%となっており、業務の順位は全体と同じ傾向となっている。

全体集計では聴覚障害者や手話通訳関連業務に従事している割合が高いが、正規職員の場合その業務は、福祉施策に関する企画・立案29%、予算編成27%など、市区町村の幅広い福祉業務に携わっていることがわかる。

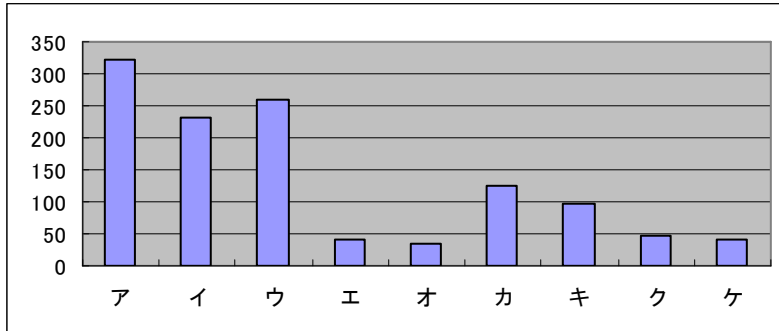
また、その他業務で見ると聴覚障害者に関連する業務を担っている所も多いが、一方で障害者関係の

窓口業務や身体障害者手帳関係の業務、障害者自立支援法支給決定等多岐にわたっている。

⑦ 設置されている手話通訳職員の主な業務は何ですか（複数回答可）

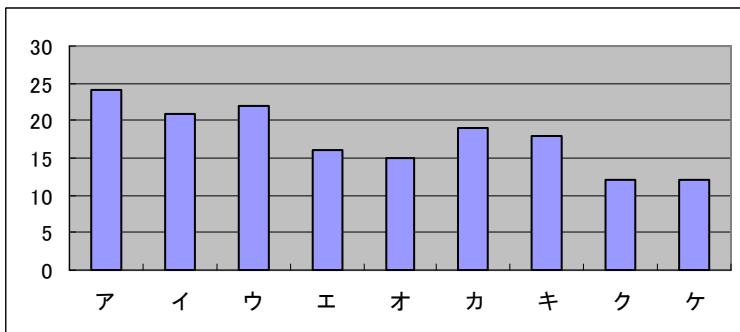
ア 手話通訳業務（自ら手話通訳を行う） イ 手話通訳者派遣事業のコーディネート業務
ウ 聴覚障害者に関連する相談業務 エ 福祉施策に関する企画・立案 オ 予算編成
カ 研修・講習会等の企画・運営 キ 緊急時対応（土・日・夜間） ク 団体育成
ケ その他

全体	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ
387	322	230	259	40	34	124	96	46	40
全体に対する割合	83%	59%	67%	10%	9%	32%	25%	12%	10%



上記の内、設置されている手話通訳職員が市町村の正職員である場合の主な業務

全体	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ
56	24	21	22	16	15	19	18	12	12
全体に対する割合	43%	38%	39%	29%	27%	34%	32%	21%	21%



8. 住民福祉への効果が大きい手話通訳者の設置

手話通訳職員の設置による住民福祉への効果については、調査項目の全般にわたり概ね効果があると評価されている。

聴覚障害者のニーズにあった福祉サービスの提供や、聴覚障害者の制度利用の増、聴覚障害者の社会参加の促進、また、関係機関・団体との連携においては大変効果があったと評価されている。

自由記述からは、聴覚障害者の来庁が多くなった、聴覚障害者とのコミュニケーションが図れ、窓口業務が円滑になったとの評価の記述が多い。

また、常勤で設置されていることにより緊急時・災害時における情報提供や支援が速やかにできるよ

うになったことがあげられている。

これらのことから、手話通訳者を設置することは、住民福祉に効果があると評価できる。

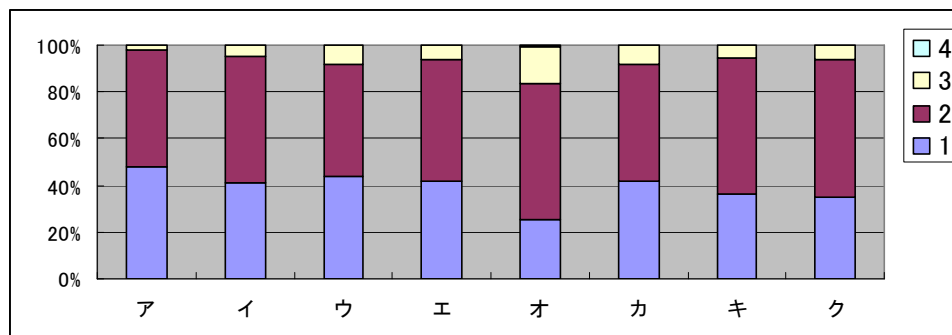
⑧ 手話通訳職員を設置した（する）ことによる住民福祉への効果はどの程度ですか

(1-大変効果がある 2-効果がある 3-あまりない 4-全くない)

- ア 聴覚障害者のニーズにあった福祉サービスの提供
- イ 聴覚障害者への住民サービスの周知
- ウ 聴覚障害者の制度利用の増
- エ 聴覚障害者の社会参加の促進
- オ 職員の意識改革
- カ 聴覚障害者に関わる関係機関・団体との連携
- キ 聴覚障害者の新たなニーズ把握
- ク 住民サービスへの迅速な対応
- ケ その他

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク
1	48%	41%	44%	42%	25%	42%	36%	35%
2	50%	54%	49%	52%	58%	50%	58%	59%
3	2%	5%	8%	6%	16%	8%	6%	6%
4	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%

1 大変効果がある 2 効果がある 3 あまりない 4 全くない



9. 緊急時対応と財源確保が課題

手話通訳者設置事業の実施にあたっての課題として、緊急時の対応51%、日曜・夜間など時間外への対応34%があげられている。これは、手話通訳を必要とする市民のニーズは手話通訳業務にあたる職員の勤務時間帯にとどまらないことから、ニーズに対応できる体制の整備が求められている。

設置された手話通訳者の専門研修の実施28%や、事業の安定的・継続的な実施のための手話通訳者の増員26%が課題とされている。

また、手話通訳者の健康管理を課題としている市区町村が22%、特殊検診の実施については15%が課題としているが、これらをあわせると設置されている手話通訳者の健康について37%が事業の課題としている。

一方、手話通訳者派遣事業との連携や関係機関との連携、近隣市区町村との連携など、広域的な事業の実施体制の課題が提起されている。

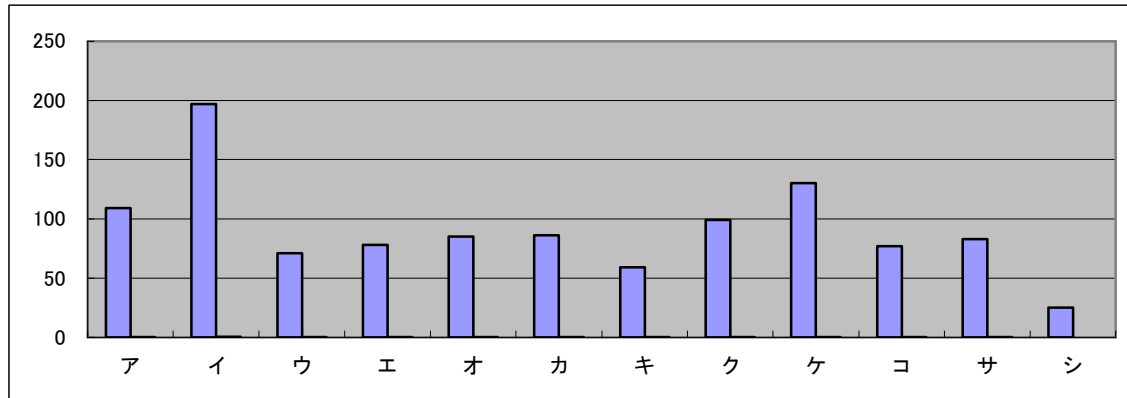
そのほか、事業を継続的・安定的に実施するためには、後継者や人材の確保だけでなく、財源の確保が課題であり、現在の地域生活支援事業費補助金の安定的確保が必要である。

⑨ 手話通訳者設置事業の実施にあたり、貴市区町村において今後の課題についてお答え下さい。

(複数回答可)

- ア 手話通訳者の専門研修の実施
- イ 緊急時の対応
- ウ 関係機関との連携や業務会議の実施
- エ 近隣市町村との連携や業務会議の実施
- オ 手話通訳派遣事業との連携
- カ 手話通訳者の健康管理
- キ 手話通訳者への特殊検診の実施
- ク 手話通訳者の増員
- ケ 日曜・夜間など時間外勤務への対応
- コ 庁舎外での業務実施の取り扱い
- サ 手話通訳者の労働条件の改善
- シ その他

全体	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ
387	109	197	71	78	85	86	59	99	130	77	83	25
全体に対する割合	28%	51%	18%	20%	22%	22%	15%	26%	34%	20%	21%	6%



③ 手話通訳者設置事業を実施しない理由

設置事業を実施しないとする市区町村のうち、人口が1万人未満の市区町村は設置要望・ニーズがないとしている。人口1～3万人未満の市区町村では、聴覚障害者がいない、ニーズが少なく、派遣事業で対応が可能のため、実施しないという理由をあげているところが多い。

一方、3万人以上の市区町村ではニーズが少ないわけではなく、予算確保が困難な中、派遣事業や庁内の手話のできる職員により対応せざるをえないという回答が多い。

自由記述から

- 1、筆談により対応している
- 2、単独市区町村での設置事業は困難
- 3、手話通訳者の確保が困難

等があげられている。費用対効果の観点から事業の実施が困難であり、また手話通訳者派遣事業で対応できるとしている。

また、自由記述において

- 1、近隣市区町村の利用状況等調査したところ件数が少なく実施に踏みきれない
- 2、手話通訳者派遣事業の実績等で今後設置を考えていく
- 3、設置することで派遣事業よりも確実にニーズに対応できるかの見極めが困難

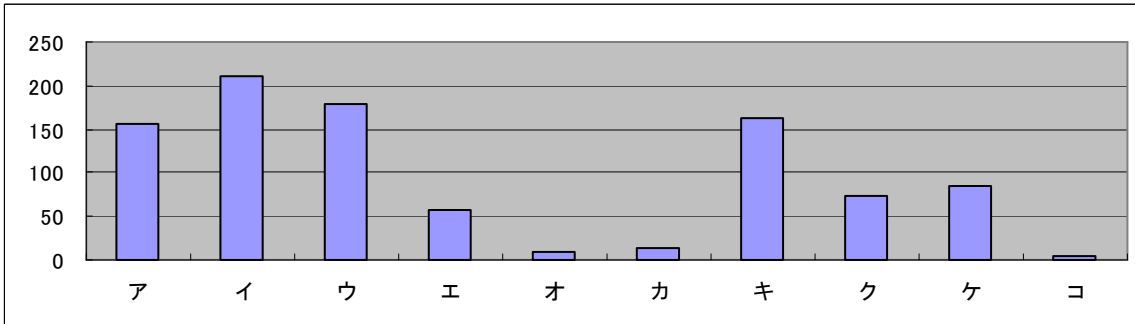
とする意見も寄せられている。

設置事業と派遣事業の対住民サービスの違いや、両事業の実施による効果が各自治体において整理されていないことがうかがえる。

③ 実施しない理由をお教えてください（複数回答可）

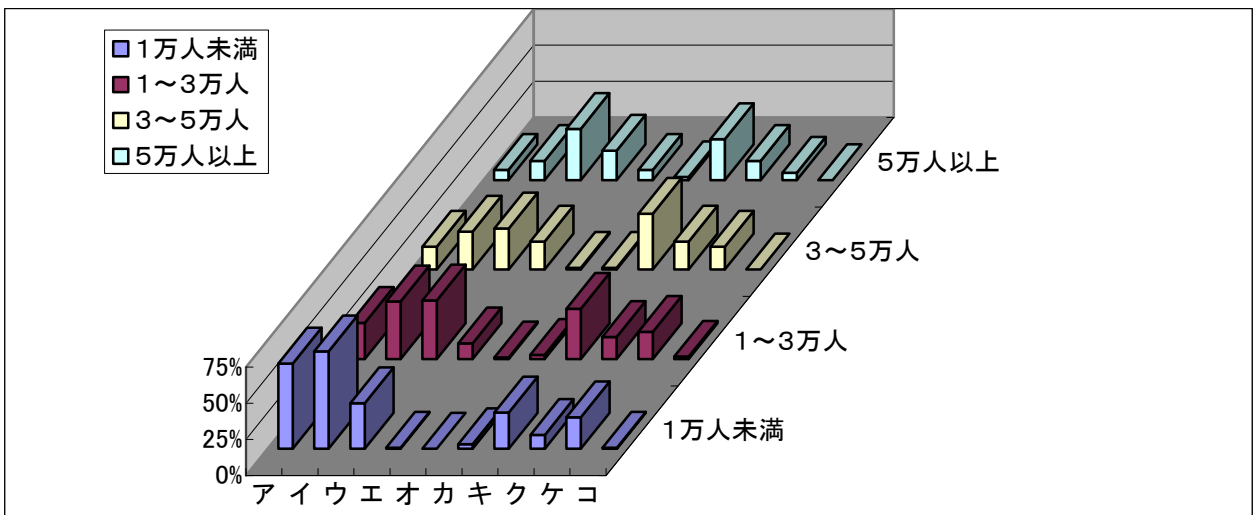
- ア 設置要望・ニーズがない
- イ 手話通訳を必要とする聴覚障害者が少ない（いない）
- ウ 手話通訳者派遣事業を実施しているので十分である
- エ 庁内に手話のできる職員がいる
- オ 職員対象の手話研修を実施(予定も含む)している
- カ 近隣市町村に手話通訳者が採用されており協力が得られる
- キ 予算の確保が困難
- ク 職員定数等人事管理上の問題がある
- ケ 広域的に実施すべきである
- コ 合併予定のため検討中
- サ その他

全体	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
518	157	211	180	57	10	13	162	73	86	4
全体に対する割合	30%	41%	35%	11%	2%	3%	31%	14%	17%	1%



人口別にみた実施しない市町村における理由

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
1万人未満	59%	67%	31%	1%	0%	3%	25%	10%	22%	1%
1～3万人	25%	40%	41%	11%	1%	3%	35%	15%	19%	2%
3～5万人	16%	26%	28%	19%	1%	1%	39%	19%	16%	0%
5万人以上	7%	13%	35%	20%	7%	2%	28%	13%	5%	0%



Ⅲ 手話通訳者派遣事業について

1 389市区町村が障害者自立支援法を機に手話通訳者派遣事業を開始

平成 18 年度において手話通訳者派遣事業（手話奉仕員派遣事業含む）を実施しているのは 825 市区町村（複数回答含む）で、全体の約 90%である。平成 19 年度以降に実施を予定しているのは 88 市区町村、全体の約 9%である。

「実施している」と「今後実施を予定している」を合わせると 913 市区町村、全体の約 95%以上となる。

また、平成 18 年度において手話通訳者派遣事業を実施している 825 市区町村のうち、障害者自立支援法第 77 条の地域生活支援事業が開始された平成 18 年 10 月以降に事業を開始したのは 389 市区町村で、約 47%を占める。

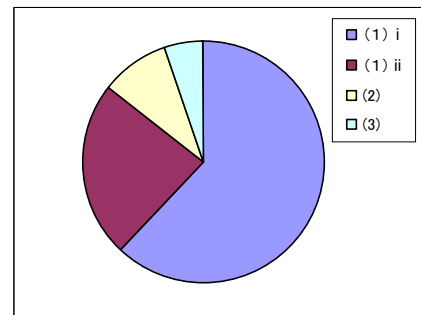
実施の予定がない市区町村は、ほとんどが人口 1 万人未満の市区町村である。

① 貴市区町村では、手話通訳者派遣事業を実施していますか。

- (1) i 手話通訳者派遣事業を実施 ii 手話奉仕員派遣事業を実施
 (2) 今後実施の予定がある (3) 実施の予定はない

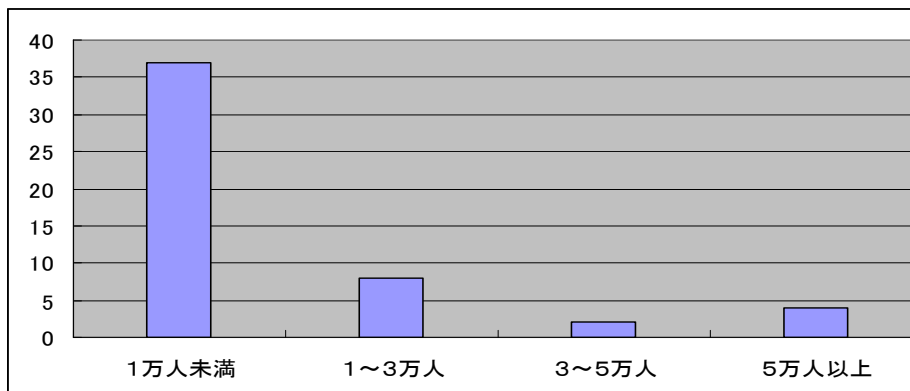
全体	(1) i	(1) ii	(2)	(3)
905	599	226	88	51
	66%	25%	10%	6%

（複数回答になっている）



実施の予定がない 51 団体の内訳

全体	1 万人未満	1～3 万人	3～5 万人	5 万人以上
51	37	8	2	4
	73%	16%	4%	8%



2 手話通訳者派遣事業の実施内容

1. 市区町村の 32% は手話通訳者派遣事業を直接実施

手話通訳者派遣事業の実施方法は、市区町村が直接実施しているのは約 32%、団体等へ委託して実施しているのは約 63%である。

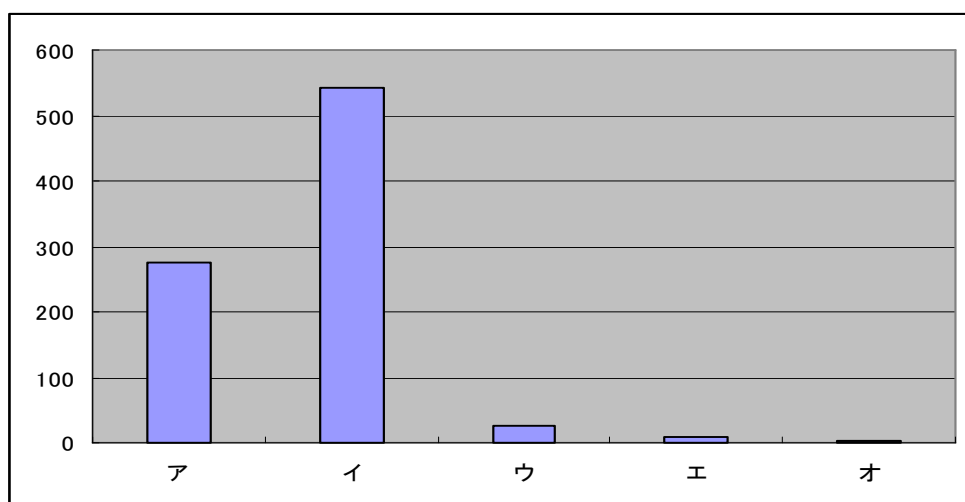
委託して実施している市区町村の委託先は、聴覚障害者関係団体、聴覚障害者情報提供施設など、聴覚障害関係者が事業運営に参画している団体が多いのが特徴である。

近隣市区町村と合同で実施しているのは 26 市区町村で、そのうち人口 5 万人以下の市区町村は 17、全体の約 65%を占める。

① 実施方法は下記のうちどれですか

- ア 市区町村で直接実施 イ 団体等への委託実施 ウ 近隣市区町村と合同で実施
エ 補助事業で実施 オ その他

全体	ア	イ	ウ	エ	オ
854	276	542	26	8	2
	32%	63%	3%	0.9%	0.2%



ウの団体の内訳

全体	1万人未満	1～3万人	3～5万人	5万人以上
26	6	8	3	9
	23%	31%	12%	35%

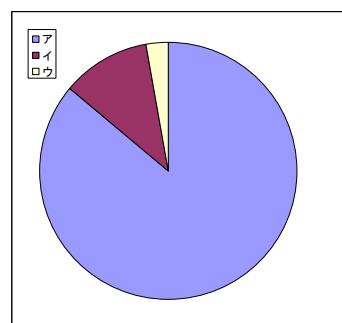
2. 市区町村の95%は派遣要綱を策定

手話通訳者派遣事業に関する派遣要綱等について、「すでに作成している」と「今後作成を予定している」を合わせると市区町村の約 95%となる。

② 派遣要綱等がありますか

- ア 作成済 イ 作成予定 ウ 作成しない

全体	ア	イ	ウ
854	717	92	24
	84%	11%	3%



3. 派遣を申請できるのは手話通訳を必要とする市民

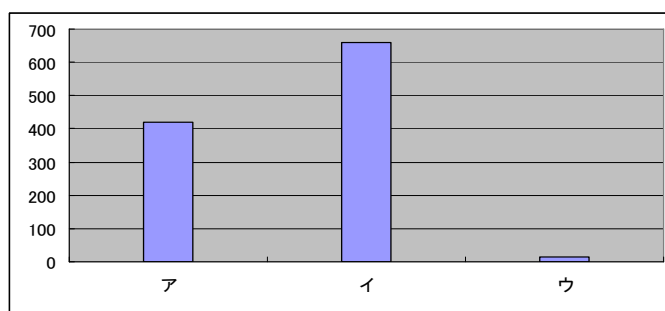
手話通訳の派遣を申請できる者について、約半数の市区町村では、手話通訳を必要とする市民や団体と回答している。コミュニケーションという当事者双方への支援を行う手話通訳者派遣事業は、聴覚障害者に限らず、手話通訳を必要とする市民や団体の誰もが申請できる必要がある。

また住民だけでなく市内滞在中に手話通訳を必要とする者への派遣や市区町村長が認めれば誰でも申請ができるよう幅広く申請を認めている市区町村も多い。

③ 手話通訳の派遣を申請ができるのは誰ですか

ア 手話通訳を必要とする市民（団体含む） イ 聴覚・音声言語障害者 ウ その他
（複数回答になっている）

全体	ア	イ	ウ
854	419	661	15
全体に対する割合	49%	77%	2%



4. 派遣の対象外とされる内容は営利、布教、政治活動など

手話通訳の派遣対象外としているものはないと答えた市区町村は約 19%である。派遣の対象外としているものがあると回答したのは 634 市区町村、全体の約 74%である。

内容を見ると、「営利を目的とした活動」、「布教活動」、「政治活動」を多数の市区町村で派遣の対象外としている。

④ 手話通訳の派遣対象外としている内容がありますか

ア ない イ ある

全体	ア	イ
854	163	634
	19%	74%

5. 手話通訳者は都道府県レベル以上の認定試験合格者

手話通訳者派遣事業に係る手話通訳者の登録基準は、厚生労働大臣公認の認定試験、都道府県または都道府県レベルの民間団体が行う認定試験のいずれかに合格した者とする市区町村は、複数回答含め全体の約 88%である。

市区町村または市区町村レベルの民間団体の行う認定試験に合格した者を登録するという市区町村が 18%となっている。また、講座修了者や団体の推薦者を登録させている市区町村もある。

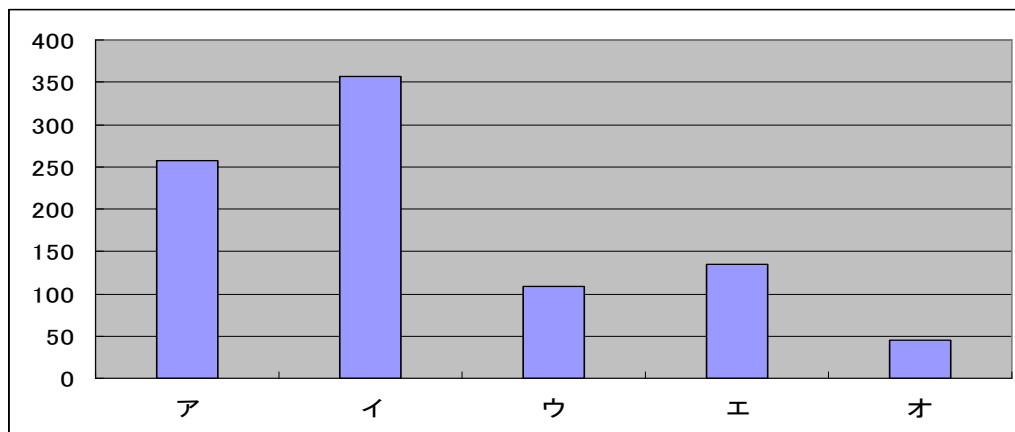
手話通訳事業が、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の中に位置づけられたことを契機に、手話通訳者の専門性を認定できる登録基準を採用することが課題と考えられる。

⑤ 手話通訳者の登録基準は何ですか（複数回答可）

ア 手話通訳士 イ 都道府県認定試験合格者 ウ 市区町村認定試験合格者

エ 県レベルの団体の認定試験合格者 オ 市区町村レベルの団体の認定試験合格者
カ その他

全体	ア	イ	ウ	エ	オ
854	257	356	109	135	45
全体に対する割合	30%	42%	13%	16%	5%



6. 派遣事業のコーディネーターは手話通訳のできる職員が過半数

手話通訳のできる市区町村職員あるいは委託先団体職員がコーディネートを実施している割合が53%と過半数を超えている。

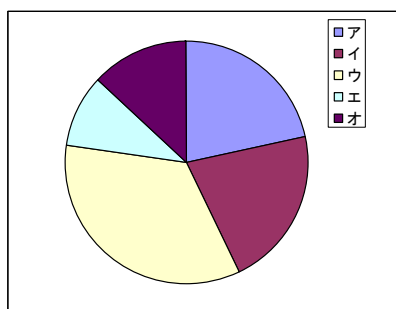
一方、手話通訳ができない市区町村職員や委託先団体職員がコーディネートを実施している割合も39%あり、聴覚障害者のコミュニケーション能力に応じた手話通訳者の選定・派遣が実施できているか懸念される。

また、その他の手法として手話サークル会員や登録している手話奉仕員個人に依頼・委託している団体もあり、市区町村事業が個人にゆだねられている実態が把握された。

⑦ 国の地域生活支援事業実施要綱で設置に配慮すべきとされている派遣の調整者(コーディネーター)は主に誰ですか

ア 手話通訳のできる自治体職員 イ ア以外の自治体職員 ウ 手話通訳のできる委託先団体職員
エ ウ以外の委託先団体職員 オ 設置していない カ その他

全体	ア	イ	ウ	エ	オ
854	175	172	281	79	105
	20%	20%	33%	9%	12%



7. 登録手話通訳者の報酬は3,000円/時間以下が87%以上

報酬の支払い方を見ると、「2時間まで」、「2時間につき」など、報酬の単位は必ずしも1時間ごとに算定されていない。

1件あたりの報酬上限は「1,000円」から「30,000円」と大きな格差がある。

1時間あたりの単価で換算すると、全回答617件中、1,499円以下が42%、1,500円～2,999円が46%と3,000円以下へ集中し、その金額にはばらつきがあり、「低い基準の報酬」「明確な報酬決定基準の不存在」がみられた。

手話通訳者への報酬根拠についてはガイドヘルパー、ホームヘルパー、近隣市町村、県基準と同額という回答が多く、明確な報酬決定基準がないことが裏付けられた。

一方、夜間・休日の場合の報酬額を加算を導入し、24時間の通訳ニーズに応える報酬制度を導入している市区町村も見られる。

⑧ 手話通訳者の報酬・報償等はいくらですか

(記入例 2時間につき7千円 半日につき5千円 1件につき6千円)

i ○○時間につき○○千円 一件につき○○千円

ii 概ね1時間あたりの単価はいくらですか(円/時)

全体	0-999	1000-1499	1500-2999	3000-3999	4000-4999	5000-
617	47	209	281	74	4	2
	8%	34%	46%	12%	0.6%	0.3%

iii 報酬・報償等の金額設定の考え方・根拠

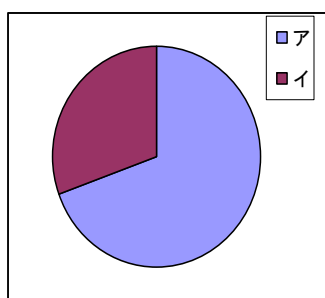
8. 交通費の保障市区町村は7割

手話通訳者派遣事業の実施に伴う手話通訳者への交通費は70%という多数の市区町村で支給している。しかし、「聴覚障害者負担」という市区町村もあり、コミュニケーションが双方向であることを踏まえると、一方の当事者である聴覚障害者のみに負担を求めるあり方については是正が必要である。

⑨ 交通費の支給はありますか

ア 支給あり イ 支給なし ウ その他

全体	ア	イ
729	507	222
	70%	30%



9. 利用者負担「定率負担あり」は1%以下

手話通訳者派遣事業の実施に伴う「利用者負担」の導入については、「なし」が853市町村のうち763市町村(89%)であり、大多数の市区町村では「利用者負担」を課していない。

また「利用者負担あり」と回答した市区町村で「定率負担」を導入しているのは8市区町村(0.9%)である。

コミュニケーションが双方向であることを踏まえると、交通費負担と同様、利用者負担のあり方については是正が必要である。

⑩ 手話通訳者の派遣を受けた者の利用者負担はありますか

ア なし イ あり

全体	ア	イ
854	763	8
	89%	0.9%

⑪ 平成19年度以降、手話通訳者の派遣を受けた者の利用者負担はありますか

ア なし イ あり

全体	ア	イ
854	741	8
	87%	0.9%

10. 運営委員会の設置は10%

運営委員会を設置、または設置予定の市区町村は10%である。また、運営委員会と同様に関係者との定期的な協議を設けている市区町村が17%ある。

しかし、未設置の市区町村が75%と多数であり、ニーズに即した事業の実施をはかるためには運営委員会等の協議の場を設けることが望ましい。

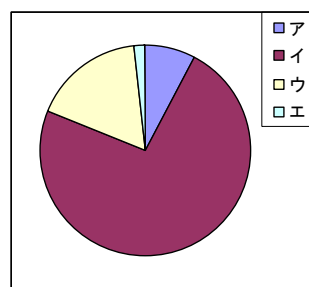
⑫ 国の地域生活支援事業実施要綱で設置に配慮すべきとされている運営委員会（聴覚障害者、手話通訳者等の定期的な会議）を設置していますか

ア 設置している イ 設置していない

ウ 設置していないが事業の実施のために年に1回以上、関係者と協議をしている

エ 設置する予定

全体	ア	イ	ウ	エ
800	63	586	137	14
	8%	73%	17%	2%



11. 登録通訳者の健康管理、災害補償は不十分

42%の市区町村において、登録通訳者に対して研修会が開催または開催予定である。

また、手話通訳者の健康を管理する観点から特殊検診の実施がのぞまれるが、74%の市区町村が実施していない。

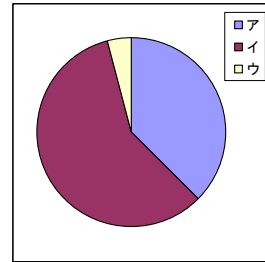
手話通訳者の業務中の事故等に備え災害補償保険に加入している、及び加入予定の市区町村は55%である。

手話通訳者派遣事業が市町村の必須事業となったことに鑑み、今後は市区町村において、登録通訳者への研修保障、特殊検診の実施、災害補償保険への加入が望まれる。

⑬ 登録通訳者への研修を実施していますか

ア 実施している イ 実施していない ウ 今後実施する予定

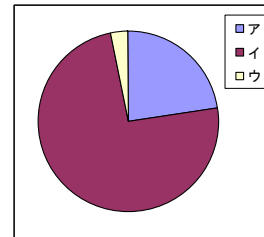
全体	ア	イ	ウ
711	267	415	29
	38%	58%	4%



⑭ 登録通訳者の健康管理のため、特殊検診（頸肩腕障害予防対策の検診）を実施していますか

ア 実施している イ 実施していない ウ 今後実施する予定

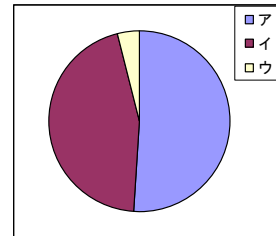
全体	ア	イ	ウ
679	155	504	20
	23%	74%	3%



⑮ 登録通訳者について災害補償保険等に参加していますか

ア 加入している イ 加入していない ウ 加入する予定

全体	ア	イ	ウ
671	343	302	26
	51%	45%	4%



(ア) 手話通訳者派遣事業の実施による住民福祉への効果は大きい。

手話通訳者派遣事業を実施したことによる住民福祉への効果について、すべての項目で「大変効果がある」「効果がある」としている市区町村が多い。

とりわけ、「聴覚障害者のニーズに合った福祉サービスの提供」や「聴覚障害者の社会参加の促進」などで約8割の市区町村において効果があったとしている。

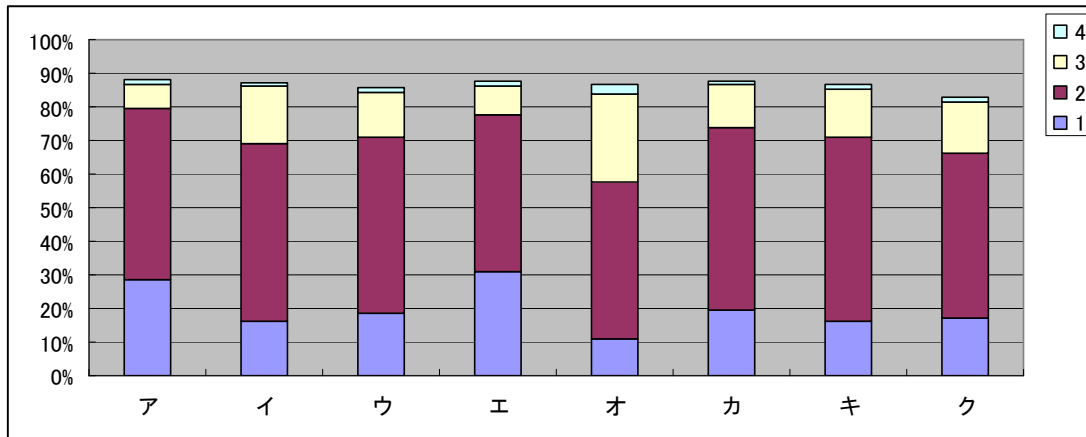
⑯ 手話通訳者派遣事業を実施した（する）ことによる住民福祉への効果はどの程度ですか

(1-大変効果がある 2-効果がある 3-あまりない 4-全くない)

ア 聴覚障害者のニーズに合った福祉サービスの提供
 イ 聴覚障害者への住民サービスの周知
 ウ 聴覚障害者の制度利用の増
 エ 聴覚障害者の社会参加の促進
 オ 市区町村のバリアフリー意識向上
 カ 聴覚障害者に関わる関係機関・団体との連携
 キ 聴覚障害者の新たなニーズ把握
 ク 住民サービスへの迅速な対応
 ケ その他

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク
1	29%	16%	19%	31%	11%	19%	16%	17%
2	51%	53%	52%	47%	47%	55%	55%	49%
3	7%	17%	14%	8%	26%	13%	14%	15%
4	1%	1%	1%	2%	3%	1%	2%	1%

1 大変効果がある 2 効果がある 3 あまりない 4 全くない



(ア) 安定的な手話通訳者派遣事業の実施には、手話通訳者の養成・増員が必要不可欠

49%の市区町村が「登録できる手話通訳者が少ない」ことを課題としており、手話通訳者・手話奉仕員の養成機会の確保を課題とする市町村も27%あり、安定的に事業を実施していくためには、今後事業の担い手である手話通訳者の養成・増員が急務である。また、このことが、緊急時の通訳対応が課題との回答に通じていると考えられる。

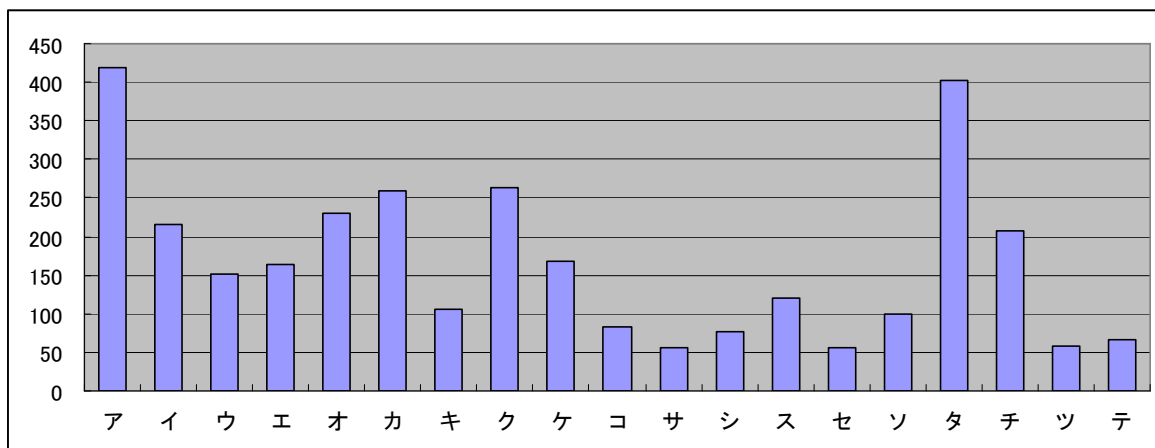
一方利用実績の少ないと答えた市区町村も31%あるが、このうち約4割にあたる105市町村は平成18年度に事業を開始したばかりであり、やむを得ないものと思われる。自由記述の中で「制度の周知」を課題としている市町村もある。

また、25%の市区町村が「手話通訳者の技術格差」が課題であるとしており、これに対しては登録通訳者への研修保障が必要とされる。

⑰ 手話通訳者派遣事業の実施にあたり、貴市区町村で感じておられる課題・問題についてお答え下さい(複数回答可)

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| ア 手話通訳者が少ない | セ 設置通訳者との連携 |
| イ 手話通訳者の技術格差 | ソ 当事者団体との連携 |
| ウ 手話通訳者への技術向上研修機会の保障 | タ 緊急時(夜間・休日)の通訳対応 |
| エ 手話通訳者の派遣単価の設定 | チ 広域派遣など他市区町村との連携・調整 |
| オ 手話通訳者・手話奉仕員を養成する機会の確保 | ツ 調整者(コーディネーター)の新たな配置 |
| カ 予算確保 | テ 調整者(コーディネーター)の専門研修の充実 |
| キ 登録している手話通訳者の健康管理 | |
| ク 利用実績が少ない | |
| ケ 手話通訳派遣対象の範囲 | |
| コ 通訳派遣を受けた者の利用者負担の導入 | |
| サ 登録通訳者への事前の情報提供 | |
| シ 登録通訳者の報告書に基づくフォローアップ | |
| ス 派遣事業で把握した聴覚障害者の生活課題への対応 | |

全体	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
854	418	215	152	163	231	260	105	263	169	82
	49%	25%	18%	19%	27%	30%	12%	31%	20%	10%
	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	
	57	76	120	56	100	402	207	58	67	
	7%	9%	14%	7%	12%	47%	24%	7%	8%	



③ 手話通訳者派遣事業を実施しない理由

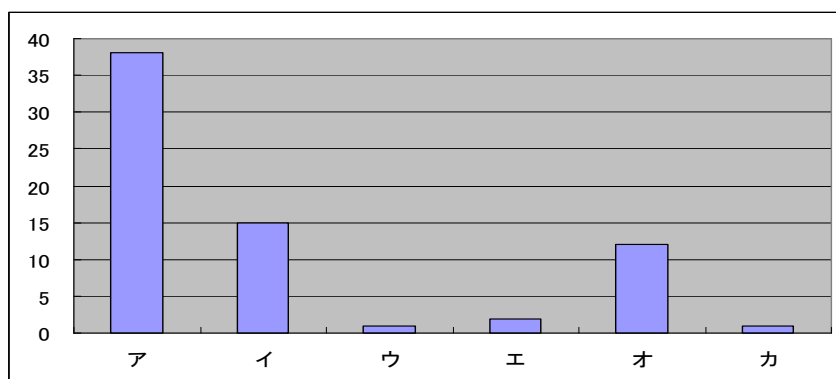
人口規模が小さな市区町村では、広域での事業実施が有効

手話通訳者派遣事業を実施しないと答えた市区町村のうち、75%は「管内に手話通訳を必要とする聴覚障害者が少ない(いない)」ためと答えている。人口規模別に見ると、人口1万人未満の市区町村が87%、1～3万人の市区町村を合わせると97%である。人口規模の小さな市区町村では単独で実施することが困難と考えており、人口規模の小さい市区町村においてどう取り組むかが課題となっている。

① 実施しない理由をお教えてください(複数回答可)

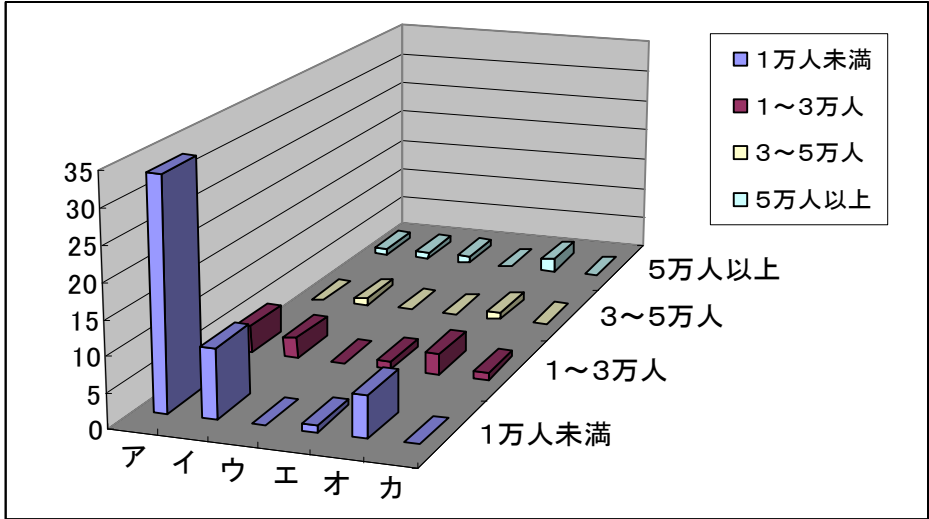
- ア 管内に手話通訳を必要とする聴覚障害者が少ない(いない)
- イ 管内に登録できる手話通訳者が少ない(いない) ウ 設置手話通訳者で対応しており必要がない
- エ 都道府県で実施しており必要がない オ 予算の確保が困難 カ 合併を予定しており検討中
- キ その他

全体	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
51	38	15	1	2	12	1
全体に対する割合	75%	29%	2%	4%	24%	2%



人口別にみた実施しない市町村における理由

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
1万人未満	33	10	0	1	6	0
1～3万人	4	3	0	1	3	1
3～5万人	0	1	0	0	1	0
5万人以上	1	1	1	0	2	0



IV 要約筆記者派遣事業について

1 市区町村の67%が要約筆記者派遣事業を実施

平成 18 年度において要約筆記者派遣事業を実施しているのは436市区町村で全体の約52%である。平成 19 年度以降に実施を予定しているのは124市区町村あり、全体の約15%である。

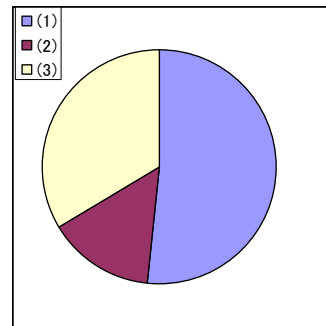
「実施している」と「今後実施を予定している」を合わせると560市区町村で全体の約67%となる。

また、平成 18 年度において要約筆記者派遣事業を実施している436市区町村のうち、障害者自立支援法第 77 条の地域生活支援事業が開始された平成 18 年 10 月以降に事業を開始したのは275市区町村で、実施市区町村の約63%、平成18年4月以降に事業を開始した 27 市区町村とあわせ302市区町村（69%）が今年度からの実施である。

① 貴市区町村では、要約筆記者派遣事業を実施していますか。

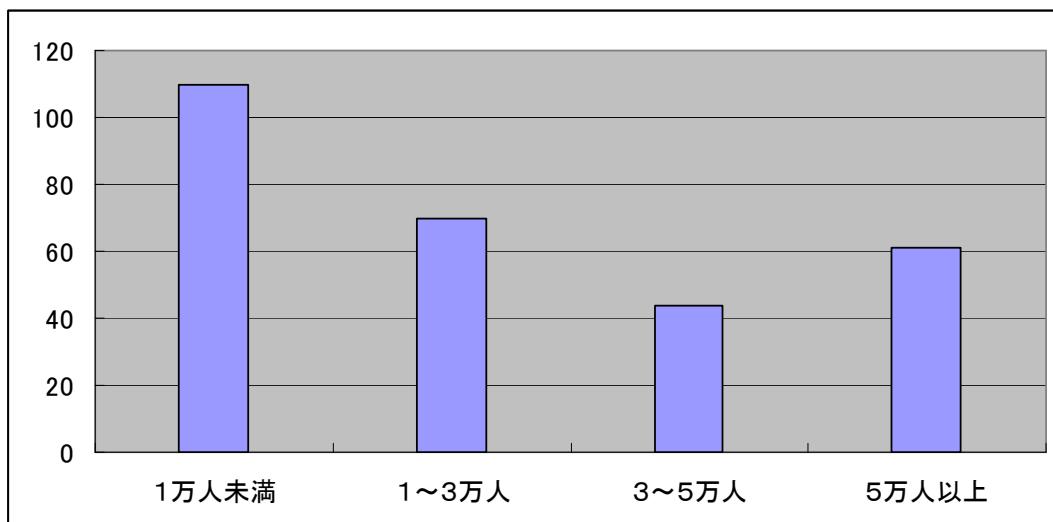
(1) 既に実施している (2) 今後実施の予定 (3) 実施の予定はない

全体	(1)	(2)	(3)
845	436	124	285
	52%	15%	34%



実施の予定がない285団体の内訳

全体	1万人未満	1～3万人	3～5万人	5万人以上
285	110	70	44	61
	39%	25%	15%	21%



2 要約筆記者派遣事業の実施内容

1. 市区町村の25%は要約筆記者派遣事業を直接実施

要約筆記者派遣事業の実施方法は、市区町村が直接実施しているのは約25%、団体等へ委託して実施しているのは約66%である。

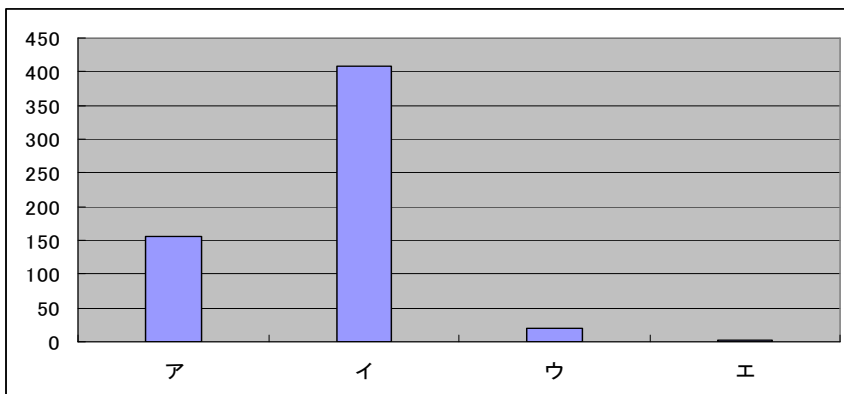
委託して実施している市区町村の委託先は、手話通訳者派遣事業と同様に聴覚障害者関係団体、聴覚障害者情報提供施設など、聴覚障害関係者が事業運営に参画している団体が多い。

近隣市区町村と合同で実施しているのは19市区町村で、そのうち人口5万人以下の市区町村が13であり、全体の約69%を占める。

① 実施方法は下記のうちどれですか

- ア 市区町村で直接実施 イ 団体等への委託実施 ウ 近隣市区町村と合同で実施
エ 補助事業で実施 オ その他

全体	ア	イ	ウ	エ
620	155	408	19	2
	25%	66%	3%	0.3%



ウの団体の内訳

全体	1万人未満	1～3万人	3～5万人	5万人以上
19	4	6	3	6
	21%	32%	16%	32%

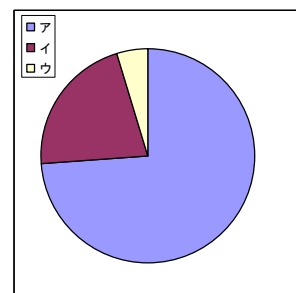
2. 市区町村の91%が派遣要綱を策定

要約筆記者派遣事業に関する派遣要綱等について、「すでに作成している」と「今後作成を予定している」を合わせると市区町村の91%である。

② 派遣要綱等がありますか

- ア 作成済 イ 作成予定 ウ 作成しない

全体	ア	イ	ウ
620	438	126	28
	71%	20%	5%



3. 派遣を申請できるのは要約筆記者を必要とする市民

要約筆記者の派遣を申請できる者について、約半数の市区町村では、要約筆記者を必要とする市民や団体と回答している。

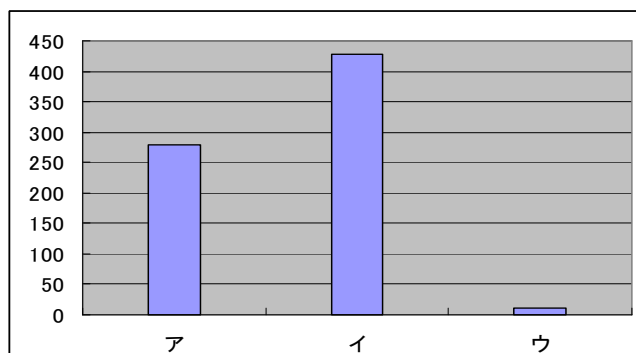
コミュニケーションという当事者双方への支援を行う要約筆記者派遣事業は、聴覚障害者に限らず、要約筆記を必要とする市民や団体の誰もが申請できる必要がある。また、市区町村の行事への派遣のため市区町村自らが申請者となる場合もある。

③ 要約筆記者の派遣を申請ができるのは誰ですか

ア 要約筆記者を必要とする市民（団体含む） イ 聴覚・音声言語障害者 ウ その他

全体	ア	イ	ウ
620	279	428	10
全体に対する割合	45%	69%	2%

(複数回答になっている)



4. 派遣対象外とされる内容は営利、布教、政治活動など

要約筆記の派遣対象外としているものはないと答えた市区町村は約 17%であり、派遣の対象外としているものがあると回答したのは440市区町村、全体の約71%である。

内容を見ると、「営利を目的とした活動」、「布教活動」、「政治活動」を多数の市区町村で派遣の対象外としている。

④ 要約筆記者の派遣対象外としている内容がありますか

ア ない イ ある

全体	ア	イ
620	106	440
	17%	71%

5. 要約筆記者は都道府県レベル以上の認定試験合格者

要約筆記者派遣事業に係る要約筆記者の登録基準は、都道府県または都道府県レベルの民間団体が行う認定試験のいずれかに合格した者とする市区町村は、複数回答含め全体の約37%であり、手話通訳者派遣事業に比べると少ない。

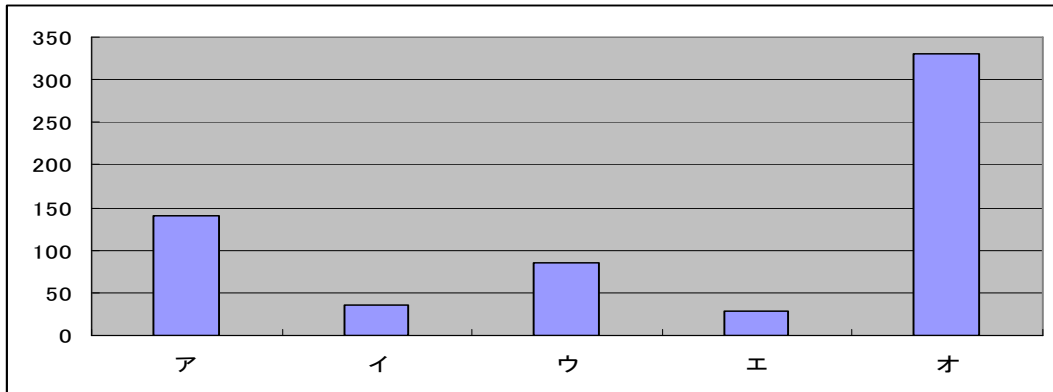
市区町村または市区町村レベルの民間団体の行う認定試験に合格した者を登録するという市区町村が11%である。その他と答えた市区町村が53%であり、講習会修了だけで認定試験合格を基準としていない者も多く、手話通訳者派遣事業と比べると登録基準が低いと言える。

コミュニケーション支援事業が、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の中に位置づけられたことを契機に、要約筆記の専門性を認定できる登録基準を設けることが課題と考えられる。

⑤ 要約筆記者の登録基準は何ですか（複数回答可）

ア 都道府県認定試験合格者 イ 市区町村認定試験合格者 ウ 県レベルの団体の認定試験合格者
エ 市区町村レベルの団体の認定試験合格者 オ その他

全体	ア	イ	ウ	エ	オ
620	140	36	85	29	330
	23%	6%	14%	5%	53%



6. 派遣事業のコーディネーターの約4割は委託先が担っている

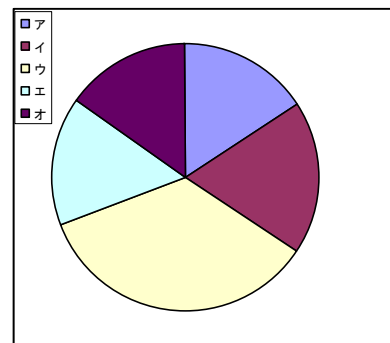
委託先団体の職員がコーディネーターを担っている割合が40%である。また、市区町村職員自らがコーディネーターとなる場合、手話通訳や要約筆記ができない職員が実施する割合が多い。

また、その他の手法として要約筆記サークル会員やグループに依頼・委託している団体もあり、市区町村事業が個人にゆだねられている実態が把握された。

⑦ 国の地域生活支援事業実施要綱で設置に配慮すべきとされている派遣の調整者(コーディネーター)は主に誰ですか

ア 手話通訳・要約筆記のできる自治体職員 イ ア以外の自治体職員
ウ 手話通訳・要約筆記のできる委託先団体職員 エ ウ以外の委託先団体職員
オ 設置していない カ その他

全体	ア	イ	ウ	エ	オ
620	79	93	175	77	77
	13%	15%	28%	12%	12%



7. 手話通訳者より低い要約筆記者の報酬 95%が3,000円/時以下

報酬の支払い方を見ると、「2時間まで」、「2時間につき」など、報酬の単位は必ずしも1時間ごとに算定されていない。

1件あたりの報酬上限は「1,000円」から「25,000円」と格差が大きい。

1時間あたりの単価で換算すると、全回答381件中、1,499円以下が53%、1,500円～2,999円が42%と3,000円以下へ集中し、その金額にはばらつきがあり、「低い基準の報酬」「明確な報酬決定基準の不存在」がみられる。3,000円以上は全体の5%であり、手話通訳者の12.9%より低い。

要約筆記者への報酬根拠についてはガイドヘルパー、ホームヘルパー、近隣市区町村、県基準と同額という回答が多く、あわせて、明確な報酬決定基準がないことが裏付けられた。

一方、夜間・休日の場合の報酬額の加算を導入し、24時間の通訳ニーズに応える報酬制度の導入や、消耗品費として手話通訳者単価の一割加算としている市区町村も見られる。また、手書きとパソコン要約で単価を別に設けている市区町村も多数ある。

⑧ 要約筆記者の報酬・報償等はいくらですか

(記入例 2時間につき7千円 半日につき5千円 1件につき6千円)

i 〇〇時間につき〇〇千円 一件につき〇〇千円

ii 概ね1時間あたりの単価はいくらですか(円/時)

全体	0-999	1000-1499	1500-2999	3000-3999	4000-4999	5000-
381	45	158	159	19	0	0
	12%	41%	42%	5%	0%	0%

iii 報酬・報償等の金額設定の考え方・根拠

8. 交通費の保障市区町村は約7割

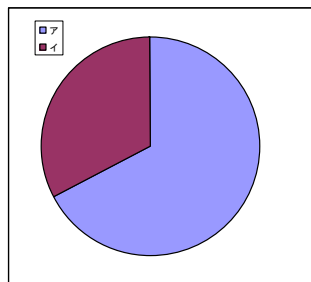
要約筆記者派遣事業の実施に伴う要約筆記者への交通費は67%の市区町村で支給している。

しかし、中には「聴覚障害者負担」という市区町村もあり、コミュニケーションが双方向であることを踏まえると、一方の当事者である聴覚障害者のみに負担を求めるあり方については是正が必要である。

⑨ 交通費の支給はありますか

ア 支給あり イ 支給なし ウ その他

全体	ア	イ
477	321	156
	67%	33%



9. 利用者負担「定率負担あり」は1%以下

要約筆記者派遣事業の実施に伴う「利用者負担」の導入については、「なし」が620市区町村のうち520市区町村(84%)であり、大多数の市区町村では「利用者負担」を課していない。

また「利用者負担あり」と回答した市区町村で「定率負担」を導入しているのは8市区町村(1%)である。

コミュニケーションが双方向であることを踏まえると、交通費負担と同様、利用者負担のあり方については是正が必要である。

⑩ 要約筆記者の派遣を受けた者の利用者負担はありますか

ア なし イ あり

全体	ア	イ
620	520	8
	84%	1%

⑪ 平成19年度以降、要約筆記者の派遣を受けた者の利用者負担はありますか

ア なし イ あり

全体	ア	イ
620	516	8
	83%	1%

10. 運営委員会の設置は7%

現在運営委員会を設置、または設置予定の市区町村は7%である。また、運営委員会と同様に関係者との定期的な協議を設けている市区町村が14%ある。しかし、手話通訳者派遣事業と同様に未設置の市区町村が81%と多数であり、ニーズに即した事業の実施をはかるためには運営委員会等の協議の場を設けることが望ましい。

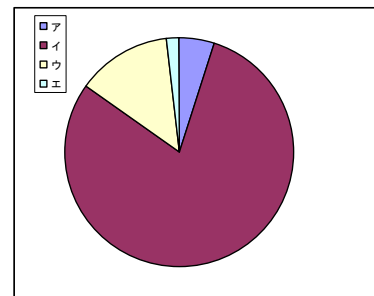
⑫ 国の地域生活支援事業実施要綱で設置に配慮すべきとされている運営委員会（聴覚障害者、手話通訳者等との定期的な会議）を設置していますか

ア 設置している イ 設置していない

ウ 設置していないが事業の実施のために年に1回以上、関係者と協議をしている

エ 設置する予定

全体	ア	イ	ウ	エ
528	27	421	71	9
	5%	80%	13%	2%



11. 要約筆記者の健康管理、災害補償は不十分

37%の市区町村において、要約筆記者に対して研修会が開催または開催予定である。

また、要約筆記者の健康を管理する観点から特殊検診の実施が望まれるが、79%の市区町村が実施していない。

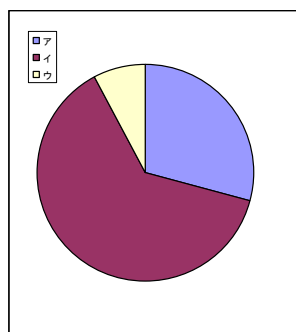
要約筆記者の業務中の事故等に備え災害補償保険に加入している市区町村・加入予定の市区町村は57%である。

要約筆記者派遣事業が市区町村の必須事業となったことに鑑み、今後は市区町村において、登録者への研修保障・特殊検診の実施、災害補償保険への加入が望まれる。

⑬ 登録者への研修を実施していますか

ア 実施している イ 実施していない ウ 今後実施する予定

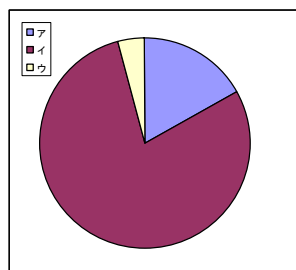
全体	ア	イ	ウ
449	131	283	35
	29%	63%	8%



⑭ 登録者の健康管理のため、特殊検診（頸肩腕障害予防対策の検診）を実施していますか

ア 実施している イ 実施していない ウ 今後実施する予定

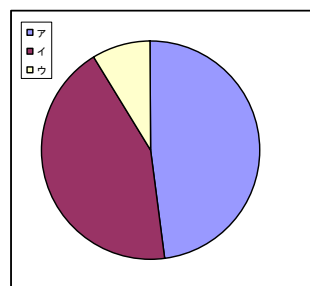
全体	ア	イ	ウ
441	75	348	18
	17%	79%	4%



⑮ 登録者について災害補償保険等に参加していますか

ア 加入している イ 加入していない ウ 加入する予定

全体	ア	イ	ウ
435	208	190	37
	48%	44%	9%



1.2. 安定的な要約筆記者派遣事業の実施には、制度の周知とあわせて、要約筆記者の養成・増員が必要不可欠

今後の課題、問題点として、44%の市区町村が「利用実績が少ない」と回答している。これは、手話通訳者派遣事業と比べ歴史が浅いこともあり制度の周知が必要と思われる。

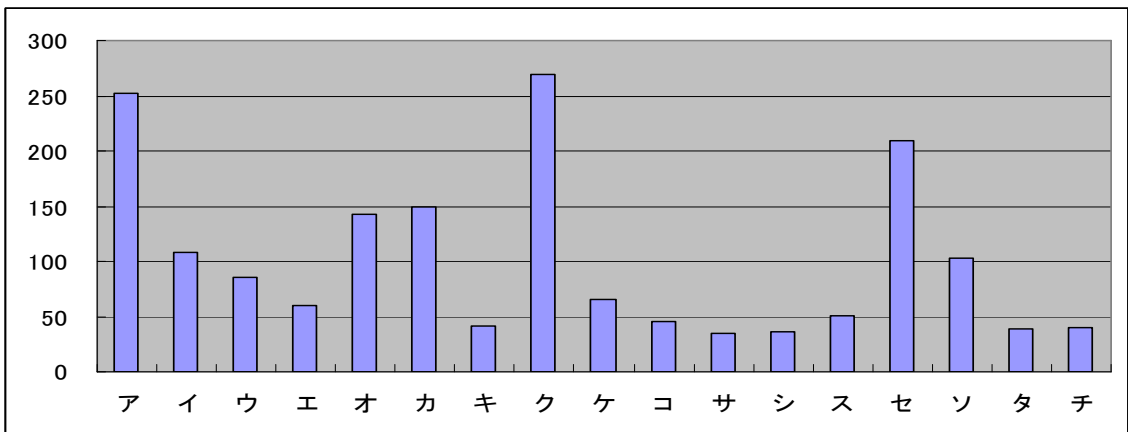
41%の市区町村で、事業の担い手である「要約筆記者が少ない」としており、このことが、緊急時の通訳対応が課題との回答に通じていると考えられる。

多くの市区町村が「要約筆記者が少ない」ことを課題としており、要約筆記者の養成機会の確保を課題とする市区町村も23%あり、安定的に事業を実施していくためには、今後、事業の担い手である要約筆記者の養成・増員が急務である。

⑩ 要約筆記者派遣事業の実施にあたり、貴市区町村で感じておられる課題・問題についてお答え下さい（複数回答可）

- ア 要約筆記者が少ない
- イ 要約筆記者の技術格差
- ウ 要約筆記者への技術向上研修機会の保障
- エ 要約筆記者の派遣単価の設定
- オ 要約筆記者を養成する機会の確保
- カ 予算確保
- キ 登録している要約筆記者の健康管理
- ク 利用実績が少ない
- ケ 要約筆記者派遣対象の範囲
- コ 要約筆記派遣を受けた者の利用者負担の導入
- サ 登録者への事前の情報提供
- シ 登録者の報告書に基づくフォローアップ
- ス 派遣事業で把握した聴覚障害者の生活課題への対応
- セ 緊急時（夜間・休日）の対応
- ソ 広域派遣など他市区町村との連携・調整
- タ 調整者（コーディネーター）の新たな配置
- チ 調整者（コーディネーター）の専門研修の充実
- ツ その他

全体	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ
620	252	108	86	60	143	149	42	270	66
	41%	17%	14%	10%	23%	24%	7%	44%	11%
	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	
	46	35	36	51	209	103	39	40	
	7%	6%	6%	8%	34%	17%	6%	6%	



③ 要約筆記者派遣事業を実施しない理由

登録できる要約筆記者が必要

要約筆記者派遣事業を実施しないと答えた市区町村のうち、72%は「管内に要約筆記者を必要とする聴覚障害者が少ない（いない）」と答えている。人口1万未満の市区町村では約86%、人口1～3万人の市区町村で80%がこの理由をあげており、人口規模の小さい市区町村でどう取り組むかが課題となっている。

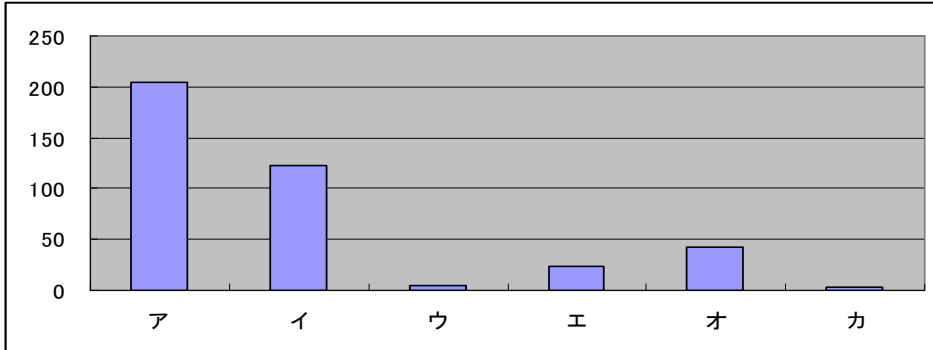
人口規模にかかわらず実施しない市区町村の約4～6割が「管内に登録できる要約筆記者が少ない（いない）」と答えており、要約筆記者の養成が急務の課題であることを裏付けている。

また、現在はボランティアで実施しており事業化していないとの市区町村意見もある。

① 実施しない理由をお教えてください（複数回答可）

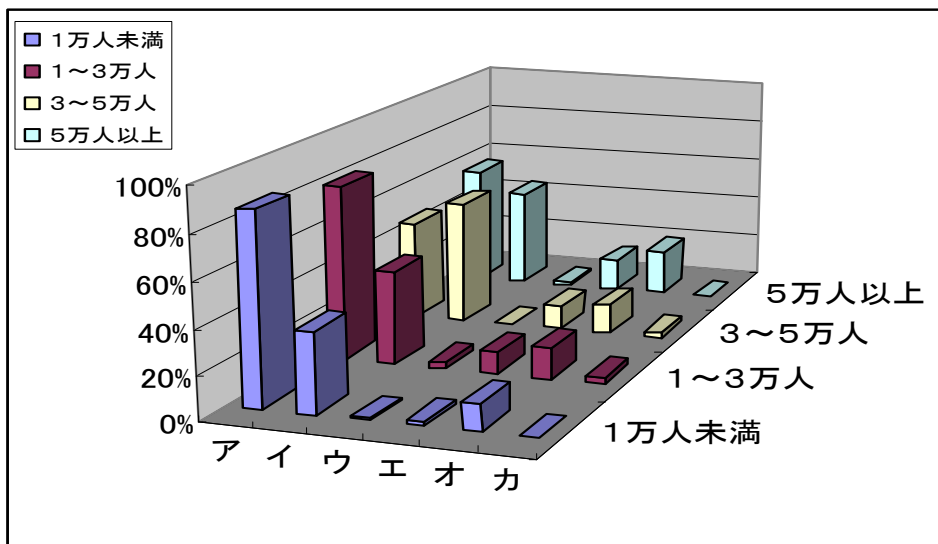
- ア 管内に要約筆記者を必要とする聴覚障害者が少ない（いない）
- イ 管内に登録できる要約筆記者が少ない（いない）
- ウ 職員で対応しており必要がない
- エ 都道府県で実施しており必要がない
- オ 予算の確保ができない
- カ 合併を予定しており検討中
- キ その他

全体	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
285	205	123	4	23	43	3
	72%	43%	1%	8%	15%	1%



人口別にみた実施しない市町村における理由

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
1万人未満	86%	36%	1%	2%	13%	0%
1～3万人	80%	43%	3%	10%	14%	3%
3～5万人	45%	57%	0%	11%	14%	2%
5万人以上	56%	46%	2%	15%	21%	0%



V 聴覚障害者施策の現状について

約 120 の市区町村からさまざまな独自施策が挙げられた。その中で、緊急通報システムやメール配信、119 携帯メール、緊急ファックスなど災害などの緊急時に対応する事業が多くみられた。公共施設対応や情報支援、交通など多岐にわたる支援策が、以下のとおり実施されている。

1. 貴市区町村において聴覚障害者への独自施策はありますか（具体的にご記入願います）

庁内整備：職員手話バッジ、職員手話研修、聴覚障害者専用電子メールアドレスの開設

職員配置：ピアカウンセラー設置、ろうあ者相談員設置

情報提供：広報メール、TV 電話、議会の傍聴手話通訳・要約筆記、議会中継テレビ放送通訳、
広報番組への手話通訳挿入、字幕ビデオライブラリー貸出、
聴覚障害者の情報発信システム(メール、FAX 等への災害情報、一般情報を提供)
手話通訳付き集団検診の実施

公共施設対応：公衆 FAX 設置、公共施設窓口に耳マークの設置、テレビ電話の設置、
呼び出し信号装置の貸し出し、簡易筆談器の設置

災害対応：緊急通報 FAX 登録、FAX119 番、eメール119 番、
聴覚障害者緊急通報用 FAX 用紙の配布、聴覚障害者用防災無線文字放送、
緊急通報装置の貸与、災害時用のゼッケンの配布、
災害時情報発信（パソコン、FAX、メール）、耳マークカード・障害者カードの発行
聴覚障害者のための防災マップ作成、緊急通報システム対応の携帯電話の購入費
災害カード（避難所で提示し、自分の居場所を知らせ、健康福祉課(通訳者)への連絡を確実にする)

情報支援：電話基本使用料助成、ファックス感熱紙助成、見えるラジオの配布、
中継ファックス・携帯メール、
中途失聴、難聴者（及びその家族）対象手話講習会

生涯学習：ろうあ者教養講座の開催、IT 講習会の開催、独自のデイサービス、
聴覚障害者専門の生活支援事業

団体育成：補助金交付、大会への選手派遣費助成

補装具等：身障手帳を交付することの出来ない軽度難聴者への補聴器支給、人工内耳の電池、
スピーチプロセッサ購入助成、自己負担金の全額免除

交通支援：手帳所持児の通院時有料道路利用助成、福祉タクシー利用助成、ガソリン助成、
ろう学校通学扶助（ろう学校が遠隔地のため）、コミュニティバス補助

今後充実したい内容としては、災害・緊急時の対応を 6 割以上の市区町村が挙げており、他の項目と比較して、特に高い比率となっている。聴覚障害者にとって、災害時のサイレンや同報無線が聞こえないというハンディが如実に現れている。このことは、市町村の独自施策においても、緊急時、災害時の施策が多くなっている。

2. 貴市区町村において今後実施したいと思われることは何ですか。

ア 高齢聴覚障害者への生活支援 イ 重複聴覚障害者への生活支援

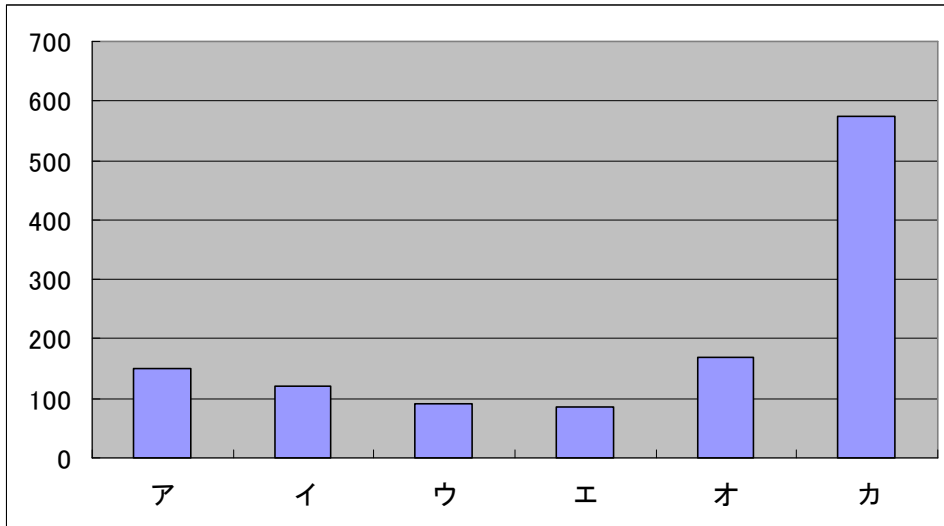
ウ 手話を習得した自治体職員による聴覚障害者に対する支援

エ 聴覚障害児を持つ家庭に対する支援 オ 聴覚障害者福祉を担う社会資源の開発整備

カ 災害・緊急時の対応 キ その他

全体	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
905	150	122	91	85	169	573
全体に対する割合	17%	13%	10%	9%	19%	63%

(複数回答になっている)



全国手話研修センターへの期待

1 全国手話研修センターの存在を知っているのは、4割の市区町村

全国手話研修センターは、2002（平成14）年1月31日付けで厚生労働大臣から第二種社会福祉事業である手話通訳事業を行う全国初の社会福祉法人としての認可を受け、2003（平成15）年4月1日から京都府のご協力により京都市の嵯峨嵐山に事業の拠点施設「コミュニティ嵯峨野」を開設したが、開設後4年と日が浅いことから全国的には、まだ知られていない。今後、事業内容の広報等の充実を図る必要がある。

1 社会福祉法人全国手話研修センターをご存じですか

ア 知っていた イ 今回初めて知った

全体	ア	イ
905	365	510
	40%	56%

2 全国手話研修センターへの期待事項は、各事業ごとの課題

全国手話研修センターへの期待で最も多かったのは、災害時に於ける聴覚障害者への情報提供についての支援であり、43%の市区町村から提起されている。次いで多いのは、コミュニケーション支援事業の円滑な実施に向けての支援であり、これは、運営方法、運営内容等総合的な支援を求められているものと思われる。

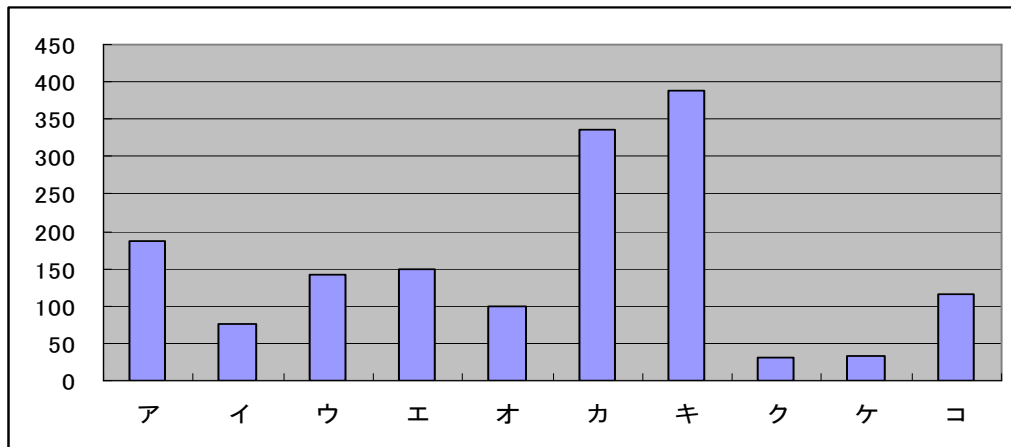
市区町村の手話通訳者（担当職員）やコーディネート担当職員の養成、市区町村の実施する講習会への講師派遣等人材養成に関する支援への期待も大きく、これらは、いずれもそれぞれの事業アンケートにおいて、今後充実したい課題として挙げている項目と一致している。

これらの市区町村の期待にこたえられるよう事業の具体化を図る必要がある。

2 全国手話研修センターに期待すること（複数回答可）

- ア 市区町村の手話通訳者（担当職員）の専門研修を実施してほしい
- イ 手話又は手話通訳のできる市区町村職員を対象に、手話通訳者養成講習会を実施してほしい
- ウ コーディネート担当職員研修会を実施してほしい
- エ 市区町村が開催する研修会等に講師を派遣してほしい
- オ 手話通訳者養成講習会を担当する講師のレベルアップ講習会を開催してほしい
- カ コミュニケーション支援事業の円滑な実施に向けて、支援してほしい
- キ 災害時に於ける聴覚障害者への情報提供について支援してほしい
- ク 障害福祉計画作成にあたり支援してほしい
- ケ 職員の手話講習等の計画にあたり支援してほしい
- コ 啓発パンフレット・ビデオ等啓発資料作成について支援してほしい
- サ その他

全体	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
905	187	76	143	149	100	337	389	31	33	115
	21%	8%	16%	16%	11%	37%	43%	3%	4%	13%



評価及び今後の課題

I 聴覚障害者に対するコミュニケーション支援事業の推進に向けて

- 1 回答のあった全国 905 市区町村のうち、コミュニケーション支援事業を実施している市区町村は、806 市区町村（89%）あり、実施率が高いといえる。
しかし、回収率は約 50%であり、未回答の 920 市区町村の中で未実施のために回答がない市区町村が多いと仮定すると、実施率は、もう少し低い可能性もある。
- 2 事業ごとに実施状況を見ると、手話通訳者設置事業は 302 市区町村（36%）、手話通訳者派遣事業は 825 市区町村（91%）、要約筆記者派遣事業は 436 市区町村（52%）となっており、手話通訳者派遣事業を中心にコミュニケーション支援が実施されているといえる。
- 3 手話通訳者派遣事業については、人口 1 万人未満の市区町村においても、64%と実施率が高く、この点からも手話通訳者派遣事業を中心にコミュニケーション支援が実施されているといえる。
- 4 人口規模別に事業ごとの実施状況を見ると、人口 5 万人以上の市区町村では、手話通訳者設置事業は 69%、手話通訳者派遣事業は 93%、要約筆記者派遣事業は 59%となっており、人口規模が小さくなるほど実施率が低くなっている。事業を実施していない市区町村の理由を見ると、いずれの事業においても、対象となる聴覚障害者が少ない、ニーズがないという理由が多く、次いで、手話通訳者や要約筆記者等事業を担当する人材が少ないとなっており、人口規模の小さな市区町村においてどのように事業を実施していくかが課題といえる。
- 5 実施方法の内訳を見ると、近隣市区町村と合同で実施していると答えた市区町村のうち、人口 3 万人未満の市区町村の割合は、手話通訳者設置事業においては 41%、手話通訳者派遣事業においては 54%、要約筆記者派遣事業では 53%となっている。人口規模の小さな市区町村において、単独での取り組みが困難な場合には、事業の効果的、効率的運用を図るためには、近隣市区町村と合同で広域事業圏で行うことが有効であるといえる。
- 6 手話通訳者派遣事業を例で見ると、手話通訳者派遣事業（手話奉仕員派遣事業を含む）を実施していると答えた 825 市区町村のうち、障害者自立支援法第 77 条の地域生活支援事業が開始された平成 18 年 10 月以降に事業を開始したと回答した市区町村が 389（47%）であり、今後実施予定の 88 市区町村を加えると、58%の市区町村が障害者自立支援法を契機に事業を開始しており、市区町村に法の趣旨が浸透してきているといえる。
- 7 市区町村でコミュニケーション支援事業を担当している職員のうち、35%は専門的知識や技術を有する手話通訳のできる職員であり、手話通訳者設置事業の実施率 37%とほぼ一致している。このことからコミュニケーション支援事業の専門性を高めていくためには、手話通訳者設置事業の実施率を上げていくことが重要であるといえる。

Ⅱ 手話通訳者設置事業の推進に向けて

- 1 手話通訳者の雇用形態を見ると、設置手話通訳者 310 人のうち、正職員は、56 人（18%）にとどまり、嘱託職員 173 名（56%）及び臨時職員 81 人（26%）となっており、82%が不安定な雇用条件で働いている。
- 2 一方この設置事業の財源についての回答を見ると、83%の市区町村が、地域生活支援事業の補助金と答えており、上記1の不安定雇用通訳者の82%とほぼ一致する。従って、手話通訳者の雇用条件改善のためには、地域生活支援事業の補助金を裁量的経費から義務的経費に変える等、市区町村にとって安定した財源確保が図られることが重要である。
- 3 設置通訳者に対する特殊検診については、実施及び今後実施予定を合わせて49%の市区町村において実施すると回答しているが、半数の市区町村では実施されていない。手話通訳者が健康で仕事に従事できるようにするために特殊検診はきわめて重要であり、国の実施要綱等で明確化するなどの対策が必要である。
- 4 手話通訳者の業務では、多いものから挙げると、手話通訳、聴覚障害者に関連する相談、手話通訳者派遣事業のコーディネート業務、研修・講習会等の企画・立案、緊急時対応の順となっている。この業務の順は、正職員も非正職員も同じであるが、正職員の場合は、福祉施策に関する企画・立案、予算編成に関する業務が多く、市区町村の幅広い福祉業務に携わりながら通訳業務を兼ねている状況にある。
- 5 手話通訳者設置事業を進めていく上で、市区町村が課題として挙げている項目としては、緊急時の対応が197市区町村（51%）、日曜・夜間など時間外勤務への対応が130市区町村（34%）と非常に高い。これは、手話通訳ニーズが全ての時間帯で起こりうること、急病や事故、また災害対応等予測が出来ない緊急時のコミュニケーション保障をどのように整備していくのかが大きな課題となっていることの表れといえる。
- 6 現在手話通訳者設置事業を実施している市区町村で80名の増員予定があることや、手話通訳者の増員が課題としている市区町村が99（26%）あること、手話通訳者派遣事業との連携を課題としている市区町村が85（22%）あることから、手話通訳者設置事業における課題は、手話通訳者の増員、手話通訳者派遣事業と一体的にコミュニケーション支援を行う体制の改善・充実にあるといえる。
また、コミュニケーション支援事業を積極的に取り組んでいる市区町村においては、関連事業の充実を図る中で緊急時を含めた24時間のコミュニケーション保障のための体制整備が進められており、十分取り組めていない市区町村との格差が開く傾向にあるといえる。

Ⅲ 手話通訳者派遣事業の推進に向けて

- 1 手話通訳者派遣事業については、調査時点で実施しているのは、825市区町村（91%）であり、このうち、障害者自立支援法第77条の地域生活支援事業が開始された2006（平成18）年10月以降に事業を開始したと回答した市区町村が389（47%）であり、今後実施予定の88市区町村を加えると、50%の市区町村が障害者自立支援法を契機に事業を開始しており、法の施行により飛躍的に実施率が上がったといえる。

- 2 手話通訳者派遣事業の実施方法を見ると、市区町村で直接実施しているのは276市区町村で実施市区町村の32%であり、63%にあたる542市区町村では、聴覚障害者団体等への委託実施である。
- 3 手話通訳の派遣対象に制限を設けている市区町村は、634市区町村(74%)であり、対象外としている内容の主なものは、「営利を目的とした活動」「布教活動」「政治活動」となっている。しかし、これらの項目についても、宗教団体が一般住民を対象に開催する文化講座や、選挙期間中に開催されるすべての候補者が参加する公開討論会等内容によっては通訳保障の必要なケースもあり、弾力的に対応すべきである。すべての通訳保障を行政で保障することには無理があるが、手話通訳を必要とする団体等が責任を持って通訳保障をする社会的なコミュニケーション保障の視点が重要である。

また、自由記述の中には、「派遣区域を管内市区町村に限定している」、「管外派遣については医療、司法等特定の内容にのみに限定している」、「通訳者の斡旋はするが費用は利用者負担」という市区町村もある。聴覚障害者が安心して、自由に手話通訳を活用できるよう聴覚障害者情報提供施設等を基本とした手話通訳者派遣ネットワーク化の整備を図る必要がある。
- 4 手話通訳者派遣事業を担う手話通訳者の登録基準については、手話通訳士が257市区町村(30%)、都道府県認定試験合格者が356市区町村(42%)、県レベルの団体の認定試験合格者が135市区町村(16%)となっている。手話通訳士を基準としているものは都道府県認定試験合格者に含まれると思われる。このことから、登録基準を都道府県レベルの認定試験合格者としているのは、58%と推測される。これは、一定レベルに達した手話通訳者の確保が困難なためと思われるが、通訳内容の充実を図り、同一県内での市区町村格差をなくすためには、都道府県認定試験合格者を登録基準として設定すべきであり、そのためには、現在の登録手話通訳者の研修を充実させるとともに、都道府県と連携して手話通訳者養成の充実を図る必要がある。
- 5 手話通訳者派遣事業のコーディネートを担当する職員については、手話通訳のできる委託先団体職員が281市区町村(33%)、手話通訳のできる自治体職員175市区町村(20%)であり、半数の市区町村では、一般の職員が担当している。的確な手話通訳者の派遣、手話通訳者への支援、関係機関・団体等との調整等コーディネートを担当職員の役割はきわめて重要であり、専門的能力を有した職員の配置が不可欠である。手話通訳者設置事業と手話通訳者派遣事業の両方を実施している市区町村は、309(34%)であるが、手話通訳者設置事業の拡大と手話通訳者派遣事業の一体的な実施を行う市区町村の数が飛躍的に増えることを期待したい。
- 6 登録手話通訳者の報酬では、1時間当たり3,000円未満の市区町村が537市区町村(88%)であり、手話通訳という専門的能力に対する評価としては低いといわざるを得ない。この理由は、手話奉仕員というボランティア的事業が長く続いたことや、財源の確保が困難ということなど様々な理由が考えられるが、最大の原因は、報酬の根拠を見ても明らかなように、ホームヘルパーやガイドヘルパー等他制度の準用でその報酬が決められており、手話通訳の専門性に対する評価が不十分であるという点にある。行政と関係機関・団体との連携により手話通訳の専門性を踏まえた報酬基準を作成すべきであり、これを充実させることにより、登録基準の明確化や、質の高い手話通訳者の確保等が図られ、手話通訳者派遣事業の充実につながるものと思われる。
- 7 手話通訳者の派遣を受けたものの利用者負担について、調査時点で「なし」と回答した市区町村は、763(89%)、19年度以降も「なし」と回答した市区町村は、741(87%)であり、9割近くの市区町村では、利用者負担がない。しかし、「定率負担」の導入は現時点で0.9%にとどまっているものの、10%近くの市区町村においては、なんらかの利用者負担を課しているか、今後検討としており、その是非について十分論議をしていく必要がある。とりわけ、2006年12月に採択された国連「障害者の権利条約」において、手話は言語であると明確に規定されたことを踏まえた論議が必要である。

- 8 登録手話通訳者への研修保障は、今後の予定も含めて296市区町村（42%）、健康管理のための特殊検診の実施については、今後の予定も含めて175市区町村（26%）、災害補償保険への加入については、今後の予定も含めて369市区町村（55%）で実施率が低い。登録手話通訳者が、安心して、元気に手話通訳をするためには、先に述べた手話通訳者の報酬の改善に合わせ、これらの派遣条件の改善が必要であり、そのことが手話通訳者の確保につながり、制度そのものの充実につながるものと考えられる。
- 9 手話通訳者派遣事業を進めていく上で、市区町村が課題として挙げている項目では、手話通訳者が足りないが418市区町村（49%）、手話通訳者設置事業と同様に、緊急時の対応（夜間・休日）が402市区町村（47%）と非常に高い。これは、自由記述でも述べられているように、登録通訳者の多くが仕事を持っており、昼間活動できる手話通訳者が少ないこと、緊急時に対応できる手話通訳者が確保できないこと等が背景にあると考えられる。
しかし、緊急時の機敏な対応のためには、登録通訳者だけでは限界があり、手話通訳者設置事業や要約筆記者派遣事業と合わせて実施するとともに、市区町村の総合的なコミュニケーション施策を担当する職員の配置が重要である。
- 10 一方、利用実績が少ないと回答した市区町村が263（31%）ある。制度が利用されないのは、制度が使いにくい、広報が不十分等様々な原因が考えられる。円滑な運用を図るための運営委員会が586市区町村（73%）で開催されていないが、障害当事者など利用者を含めた運営委員会を開催し、その原因を明らかにするとともに、利用しやすい制度へと改善する必要がある。

IV 要約筆記者派遣事業の推進に向けて

- 1 要約筆記者派遣事業については、回答のあった市区町村のうち実施しているのは、436市区町村（52%）であり、このうち、障害者自立支援法施行された2006（平成18）年4月以降に事業を開始したと回答した市区町村が275（33%）であり、今後実施予定の124市区町村を加えると、399（47%）の市区町村が障害者自立支援法を契機に事業を開始し、または今後開始するとしており、法の施行により飛躍的に実施率が上がったといえる。
- 2 実施方法については、市区町村で直接実施しているのは、155市区町村で実施市区町村の25%であり、66%にあたる408市区町村では、聴覚障害者団体等への委託実施である。手話通訳者派遣事業と比べ、直接実施率が若干低いものの大差はない。
- 3 要約筆記者の登録基準については、都道府県認定試験合格者が140市区町村（23%）、県レベルの団体の認定試験合格者が85市区町村（14%）となっており、手話通訳者派遣事業と比べると登録基準を都道府県レベルの認定試験合格者としている市区町村の割合が低い。これは、国レベルの認定試験制度がないこと、制度の歴史が新しく都道府県レベルの認定試験制度が普及してないことが原因として考えられる。情報提供内容の充実を図り、同一県内での市区町村格差をなくすためには、都道府県認定試験合格者を登録基準として設定すべきであり、そのためには、すべての都道府県において認定制度の確立と周知を図る必要がある。
- 4 登録要約筆記者の報酬では、1時間当たり3,000円未満の市区町村が362市区町村（95%）であり、手話通訳者派遣事業よりも低い1,000円未満の市区町村も45（12%）あり、ボランティア活動の延長と考えている市区町村が多いといわざるを得ない。行政と関係機関・団体との連携により

要約筆記の専門性を踏まえた報酬基準を作成すべきであり、これを充実させることにより、登録基準の明確化や、質の高い要約筆記者の確保等が図られ、要約筆記事業の充実につながるものと思われる。

- 5 要約筆記者の派遣を受けたものの利用者負担について、調査時点で「なし」と回答した市区町村は、520（84%）、19年度以降も「なし」と回答した市区町村は、516（83%）であり、手話通訳者派遣事業に比べ、若干低いものの、8割以上の市区町村では、利用者負担がない。利用者負担については、手話通訳者派遣事業と合わせ論議していく必要がある。
- 6 登録要約筆記者への研修保障は、今後の予定も含めて166市区町村（37%）、健康管理のための特殊検診の実施については、今後の予定も含めて93市区町村（21%）、災害補償保険への加入については、今後の予定も含めて245市区町村（57%）で手話通訳者派遣事業と同様に実施率が低い。手話通訳者派遣事業と合わせて改善を図ることが重要である。
- 7 要約筆記者派遣事業を進めていく上で、市区町村が課題として挙げている項目では、利用実績が少ないと回答した市区町村が270（44%）が一番多い。手話通訳者派遣事業と同様に、運営委員会が421市区町村（80%）で開催されていないが、障害当事者など利用者を含めた運営委員会を開催し、その原因を明らかにするとともに、利用しやすい制度へと改善する必要がある。
- 8 次に、手話通訳者派遣事業と同様に、要約筆記者が足りないが252市区町村（41%）、緊急時の対応（夜間・休日）が209市区町村（34%）と非常に高い。これらの課題を解決するためには、要約筆記者派遣事業だけでは限界があり、市区町村の総合的なコミュニケーション施策を担当する専門的な職員の配置が重要である。

社会福祉法人全国手話研修センターの概要

社会福祉法人全国手話研修センターは、手話や手話通訳に関する総合的な研究・研修を実施する全国唯一の事業体として、財団法人全日本ろうあ連盟・全国手話通訳問題研究会・日本手話通訳士協会の3団体を母体に設立され、2002年1月に厚生労働大臣から社会福祉法人の設立認可を受けました。2003年4月に厚生労働省と京都府のご協力の下、京都の景勝地嵯峨嵐山に拠点研修施設「コミュニティ嵯峨野」を正式開所致し、手話を中心とするコミュニケーション環境整備の事業に取り組んでいます。

所在地 〒616-8372

京都市右京区嵯峨天龍寺広道町3番地の4（コミュニティ嵯峨野）

TEL (075) 873-2646 FAX (075) 873-2647

理事長 安藤 豊喜

社会福祉法人全国手話研修センターの主な事業

（第二種社会福祉事業の手話通訳事業）

◎手話通訳者等人材養成事業

- (1) 厚生労働省事業である手話通訳者・手話通訳士現任研修事業への協力
- (2) 厚生労働省委託事業「手話通訳指導者養成研修事業」を全国8会場で実施
- (3) 自主事業「手話通訳者養成担当講師連続講座」を全国6会場で実施
- (4) 厚生労働省手話通訳者養成カリキュラム修了者に対する統一試験の実施（18年度全国39都道府県で実施。1,093名が受験）
- (5) 手話学習者を対象に、手話によるコミュニケーション能力を6段階で評価する全国検定試験を実施。（18年度は5・4・準1・1級を実施。全国16都府県18会場で、合計2,102名受験）

◎手話の研究普及

- (1) 厚生労働省委託事業「標準手話研究事業」により新しい手話の創造等
- (2) 厚生労働省委託事業「手話普及定着事業」により標準手話の普及

◎研修教材当の作成・普及

- (1) 厚生労働省手話通訳者養成カリキュラム対応テキスト等書籍、教本の制作。
- (2) 手話学習者・手話通訳者の為の各種学習ビデオ・DVDの制作

◎コミュニケーションバリアフリー社会実現に向けての取り組み

- (1) 京都府委託事業「情報バリアフリーの人・まちづくり事業」による手話観光ガイドの養成等地域と連携したバリアフリーの観光地づくりへの取り組み
- (2) 小・中学校・ろう・養護学校向け手話体験学習の受入れ

◎研修利用者のための宿泊施設

宿泊研修ができるよう宿泊施設、食堂等の設備を備えています。

この様に新しい時代に即した拠点施設として聴覚障害者福祉の新たな歴史を切り拓く努力をして参ります。関係機関・団体をはじめ皆様のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

委員名簿

調査検討委員会

	委員名	役職名	備考
1	高田 英一	社会福祉法人 全国手話研修センター常務理事	委員長
2	小中 栄一	財団法人 全日本ろうあ連盟事務局長	
3	石川 芳郎	全国手話通訳問題研究会 副運営委員長	
4	山形 恵治	全国手話通訳問題研究会 常任運営委員	
5	小椋 英子	日本手話通訳士協会 会長	

ワーキンググループ

	氏名	所属	備考
1	相川 浩一	全国手話通訳問題研究会東京支部	東久留米市役所職員
2	門倉美樹子	全国手話通訳問題研究会石川支部	白山市役所職員
3	齋藤 綾子	全国手話通訳問題研究会福島支部	会津若松市役所職員
4	佐藤 香苗	全国手話通訳問題研究会石川支部	加賀市役所職員
5	屋代利津子	全国手話通訳問題研究会千葉支部	習志野市役所職員

事務局

	氏名	所属	備考
1	伊藤 正	全国手話通訳問題研究会兵庫支部	神戸市役所職員
2	岩谷 誠司	全国手話通訳問題研究会京都支部	向日市役所職員
3	小森 典	全国手話通訳問題研究会京都支部	京都府庁職員

2006年度 厚生労働省補助事業

(障害者自立支援調査研究プロジェクト)

全国市区町村における

コミュニケーション支援事業についての実態調査報告書

発 行 日 平成19年3月31日

企画・編集・発行 社会福祉法人 全国手話研修センター

(コミュニティ嵯峨野)

〒616-8372

京都市右京区嵯峨天龍寺広道町3番地の4

TEL 075-873-2646 FAX 075-873-2647

◎ 本書の一部または全部を無断で複写複製（コピー）することは、著作者および発行者の権利の侵害になりますので、その場合はあらかじめ社会福祉法人全国手話研修センターあてに許諾を求めてください。